

(3) 教員養成

ア. 『科学教育実技』 集団研修コース

(ア) 研修コース設置の経緯

多くの途上国においては、各産業技術の基礎となるべき、科学教育分野が立ち後れており、産業開発のボトルネックとなっている。また、産業開発の観点のみならず、多くの青少年にとって、科学的な思考力や実験観察技能は、日常生活に密接にかかわっているものであり、その重要性は大きい。

わが国の科学教育は、国際学力テスト等でも明らかな通り、世界のトップレベルにあり途上国からの協力要請も多いが、これまでは、極めて限られた数の専門家派遣等が行われているのみであった。

このような状況に鑑み、JICAは、平成元年度に、「科学・開発教育国際セミナー」を特設の集団研修コースとして開催した。本研修コースは、それを受けて、平成2年度から、広島大学教育学部等の協力を得て、一般の集団研修コースとして開設されたものである。

(イ) コース実施の目的

途上国における各ODAプロジェクトの技術移転の基礎となり得る、人造り協力を目指し、中等教育レベルの教員を対象として、科学教育分野の実験観察等の技能向上を目的とした研修を行うことを目的としている。

(ウ) 研修の概要

a. 研修内容

- ①物理、科学、生物、地学の各分野における実験観察。
- ②理科学習におけるコンピュータ処理（コンピュータ・プログラミング、グラフィックス、ワードプロセッサ、シュミレーション等）の技術研修。
- ③理科学習における視聴覚教材の開発にかかる技術研修。
- ④理科教員現職教育にかかる、研修プログラム立案、マネージメント等のケース・スタディの実施。

b. 研修方法

上記a. の内容について、広島大学教官を中心とした講義と実習によって、研修を行っている。さらに、講義だけでなく、鍾乳洞や活火山等の自然の教材や、科学博物館等の施設を実際に見学することによって、研修員の理解を深めることとしている。

(エ) 研修参加者

平成3年度～5年度の研修参加者の参加国、年齢、現職は、表Ⅲ-22. の通りである。

表Ⅲ-22. 本研修コース参加者の参加国、年齢、現職

①平成3年度

参加国	年齢	現職
バングラデシュ	39	チチュミル大学/科学講師
ガーナ	32	ガーナ教育委員会/上級教育指導監督者
マレーシア	32	公立学校教師
パキスタン	42	パンジャブ大学科学教育学部・科学教育センター/ 助教授・学科主任
タイ	33	パタニ 県一般教育部管理局/主事

②平成4年度

参加国	年齢	現職
ガーナ	33	アチモタ高校/高等科学教師
パキスタン	42	教育省科学教育・研修振興研究所/部長代理
パナマ	34	文部省/数学教師
フィリピン	24	科学・数学教育開発UP研修所/科学教育助手
シンガポール	30	教育省英才教育局/英才教育専門員
タイ	32	教育省ソクラティン大学教育学部教員養成校/教師

③平成5年度

参加国	年齢	現職
バハレーン	37	教育省/科学教育課程専門家
チリ	30	ライハス中高等学校/生物学・科学教師
ケニア	39	国立ケニア教育研究所教師委員会/科学教育者
韓国	28	ソウル奉林中学校/教師
シンガポール	36	教育省ソクホク開発研究所/作成専門家
フィリピン	27	フィリピン 大学理数科教育開発研究所/準研究員

出所：国際協力事業団資料

(オ) 研修の日程

オリエンテーションを除く実質的な研修期間は、平成3年度は、39日間、平成4年度は、43日間、平成5年度は、44日間となっている。(土日含む)

毎年の日程は、ほぼ同様であるが、平成5年度における日程は、表Ⅲ-23. の通りである。

表Ⅲ-23. 平成5年度研修日程

No	年月日	曜	午 前	午 後
1	9月24日	金	-	開講式
2	25日	土	資料整理	資料整理
3	26日	日	資料整理	資料整理
4	27日	月	オリエンテーション/コンピュータ演習1	コンピュータ演習2
5	28日	火	コンピュータ演習3	コンピュータ演習4
6	29日	水	理科実験とコンピューターの効果的活用/講義と演示	理科実験とコンピューターの効果的活用/実験
7	30日	木	物理実験	物理実験
8	10月1日	金	物理実験(音響学)	物理実験(音響学)
9	2日	土	資料整理	資料整理
10	3日	日	資料整理	資料整理
11	4日	月	化学実験と環境教育	化学実験(固体の熱分解)
12	5日	火	地学実験(岩石教材)	地学野外実習
13	6日	水	研修旅行(火山、鐘乳洞等の見学)	
14	7日	木	研修旅行(火山、鐘乳洞等の見学)	
15	8日	金	研修旅行(火山、鐘乳洞等の見学)	
16	9日	土	資料整理	資料整理
17	10日	日	資料整理	資料整理
18	11日	月	資料整理	資料整理
19	12日	火	広島市教育センターの見学	小学校理科指導講座受講
20	13日	水	理科教育教材・教具政策実技	電子顕微鏡実習

(表Ⅲ-23. 続き)

No	年月日	曜	午 前	午 後
21	14日	木	理科教育にかかる意見交換会	中学校理科指導講座受講
22	15日	金	工場見学	理科教育にかかる意見交換会
23	16日	土	資料整理	資料整理
24	17日	日	資料整理	資料整理
25	18日	月	理科授業における効果的な教師 実験法	理科授業における効果的な教師 実験法
26	19日	火	理科教育の意義と実験・観察	化学実験(物資の粒子性)
27	20日	水	化学研究の方法と実験・観察	化学実験(分子の熱運動)
28	21日	木	広島市植物園見学	広島市植物園見学
29	22日	金	物理学実験(力学)	物理学実験(波動・電磁気)
30	23日	土	資料整理	資料整理
31	24日	日	資料整理	資料整理
32	25日	月	化学実験(ミョウバンの合成)	東広島市内学校見学
33	26日	火	実験・観察と視聴覚機器	生物学実験(細胞)
34	27日	水	簡単な実験・観察器具の製作	簡単な実験・観察器具の製作
35	28日	木	生物学実験(遺伝)	意見交換会
36	29日	金	広島県立教育センター視察	広島県立教育センター視察
37	30日	土	資料整理	資料整理
38	31日	日	資料整理	資料整理
39	11月1日	月	身近な素材を使った顕微鏡観察	身近な素材を使った教材・教具 の政策1
40	2日	火	TPの政策と活用	身近な素材を使った教材・教具 の政策2
41	3日	水	資料整理	資料整理
42	4日	木	センサーを活用した理科実験	身近な素材を使った教材・教具 の政策3
43	5日	金	評価会	閉講式

出所：国際協力事業団資料

カ. 本研修コースの評価と課題

本研修コースは、前述したように平成2年度に開始された、比較的新しいコースであるが、現在ある集団研修コースの中では唯一の、教育技術にかかわる研修コースである。特に、わが国の実績が高く評価されている科学教育分野での研修コースであることから、本研修コースを行う意義は非常に大きく、期待される研修の効果も高いといえよう。

また、本コースの実施にあたっては、広島大学教育学部から、研修の日程作成や講師の選定などの実質的な部分について多大な協力を得ていることも、重要な点である。広島大学の教育学部は、教員教育を専門としているわが国でも数少ない学部であり、本コースのような、各国の教員養成を目指すコースの運営には、最適のカウンターパート機関であるといえよう。今後、教育分野の研修コースを新たに設置していく場合は、このような大学等との連携が不可欠であり、本コースの運営は、有益な事例となるであろう。

しかしながら、研修コースが年1回の開催のみであり、一回の定員も最高6名と、参加者の総数を増やしていくには困難な状況にある。また、研修内容が比較的高度であるためか、参加者の出身国は、ほとんどが中進国であり、LLDC（特に、アフリカ諸国）の参加の比率が低いように見受けられる。

このため、総花的に各国に割り当てるよりも、少なくとも、わが国が重点的に科学教育分野について援助を行うコアとなるべき国をいくつか選定し、それらの国々を中心に割り当てていくという方法も、本コースの一つの方向性として、検討していくべきではないだろうか。

IV. 資 料 編

IV - 1. E F A 宣言

World Declaration on Education for All

-Meeting Basic Learning Needs-

PREAMBLE

More than 40 years ago, the nations of the world, speaking through the Universal Declaration of Human Rights, asserted that "everyone has a right to education". Despite notable efforts by countries around the globe to ensure the right to education for all, the following realities persist:

- More than 100 million children, including at least 60 million girls, have no access to primary schooling;
- More than 960 million adults, two-thirds of whom are women, are illiterate, and functional illiteracy is a significant problem in all countries, industrialized and developing;
- More than one-third of the world's adults have no access to the printed knowledge, new skills and technologies that could improve the quality of their lives and help them shape, and adapt to, social and cultural change; and
- More than 100 million children and countless adults fail to complete basic education programmes; millions more satisfy the attendance requirements but do not acquire essential knowledge and skills;

At the same time, the world faces daunting problems: notably mounting debt burdens, the threat of economic stagnation and decline, rapid population growth, widening economic disparities among and within nations, war, occupation, civil strife, violent crime, the preventable deaths of millions of children and widespread environmental degradation. These problems constrain efforts to meet basic learning needs, while the lack of basic education among a significant proportion of the population prevents societies from addressing such problems with strength and purpose.

These problems have led to major setbacks in basic education in the 1980s in many of the least developed countries. In some other countries, economic growth has been available to finance education expansion, but even so, many millions remain in poverty and unschooled or illiterate. In certain industrialized countries too, cutbacks in government expenditure over the 1980s have led to the deterioration of education.

万人のための教育世界宣言

— 基礎的な学習のニーズを満たす —

前 文

世界の国々は40年以上も前に「世界人権宣言」を通じて「全ての人が教育を受ける権利を有する」と主張した。全ての人に、教育を受ける権利を確保しようとする各国の注目すべき努力にもかかわらず、なお次のような現実が続いている。

- 1億人以上の子どもが初等教育を受けられないでいる。この中には、少なくとも6,000万人の女子が含まれる。
- 9億6,000万人以上の成人—その3分の2が女性である—が非識字者であり、工業国と開発途上国を含む全ての国で、機能的非識字が大きな問題になっている。
- 世界の成人の3分の1以上が自らの生活の質を高め、社会的、文化的変化を引き起こすとともに、それらの変化に適応するのに役立つ活字による知識や新しい技能、技術を活用することができないでいる。
- 1億人以上の子どもと無数の成人が基礎教育プログラムを終了することができないでいる。他にもさらに数百万人の人々が規定通り就学しながらも、基礎的な知識や技能を習得することができないでいる。

世界は同時に数々の深刻な問題、特に債務負担の増大、経済の停滞や後退の恐れ、人口の急増、国の間や国内での経済的格差の拡大、戦争、占領、内紛、暴力犯罪、数百万人の子どもの予防可能な死、さらには広範な環境の悪化に直面している。これらの問題が基礎的な学習のニーズを満たす努力を制約する一方で、人口のかなりの部分が基礎教育を欠いていることが、力と意図をもってそれらの問題に取り組むのを妨げている。

これらの問題が1980年代に、多くの後発開発途上国で基礎教育を大きく後退させた。一部の国は、経済成長によって教育の拡大に投資することができたが、そのような場合でさえ数百万人の人々が貧困の中で、学校に行けなかったり、あるいは非識字の状態にある。また、一部の工業国でも、1980年代を通じて政府支出が削減された結果、教育が衰退している。

Yet the world is also at the threshold of a new century, with all its promise and possibilities. Today, there is genuine progress toward peaceful detente and greater cooperation among nations. Today, the essential rights and capacities of women are being realized. Today, there are many useful scientific and cultural developments. Today, the sheer quantity of information available in the world- much of it relevant to survival and basic well-being- is exponentially greater than that available only a few years ago, and the rate of its growth is accelerating. This includes information about obtaining more life-enhancing knowledge - or learning how to learn. A synergistic effect occurs when important information is coupled with another modern advance- our new capacity to communicate.

These new forces, when combined with the cumulative experience of reform, innovation, research and the remarkable educational progress of many countries, make the goal of basic education for all- for the first time in history- an attainable goal.

Therefore, we participants in the World Conference on Education for All, assembled in Jomtien, Thailand, from 5 to 9 March, 1990:

Recalling that education is a fundamental right for all people, women and men, of all ages, throughout our world;

Understanding that education can help ensure a safer, healthier, more prosperous and environmentally sound world, while simultaneously contributing to social, economic, and cultural progress, tolerance, and international cooperation;

Knowing that education is an indispensable key to, though not a sufficient condition for, personal and social improvement;

Recognizing that traditional knowledge and indigenous cultural heritage have a value and validity in their own right and a capacity to both define and promote development;

Acknowledging that, overall, the current provision of education is seriously deficient and that it must be made more relevant and qualitatively improved, and made universally available;

Recognizing that sound basic education is fundamental to the strengthening of higher levels of education and of scientific and technological literacy and capacity and thus to self-reliant development;
and

Recognizing the necessity to give to present and coming generations an expanded vision of, and a renewed commitment to, basic education to address the scale and complexity of the challenge;

Proclaim the following

World Declaration on Education for All:
Meeting Basic Learning Needs

それにもかかわらず、世界は今、あらゆる約束や可能性を秘めた新しい世紀の出発点に立っている。いまや平和的デタント（緊張緩和）や各国間の協力の拡大を目指す真の進展が見られる。また、婦人の基本的権利や能力の発揮が現実のものになってきている。現在では、また多くの有用な科学的、文化的進展が見られる。そして世界では、膨大な量の、しかもその多くが生存や基本的福祉に役立つ情報が入手できるようになっている。情報の量は、わずか数年前に比べて飛躍的に増えていて、増加はさらに速度を増している。それらの情報の中には、生活をさらに向上させるための知識を手に入れる、あるいはいかにして学ぶかを学ぶための情報も含まれている。重要な情報が現代におけるもう一つの前進、つまり私たちの新しいコミュニケーションの能力と結合されたときに、相乗効果が生じることになる。

以上のような新しい力が、多くの国での改革、確信、研究、目覚ましい教育の進展について蓄積された経験と組み合わせられたときに、全ての人のための基礎教育という目標が、人間の歴史上初めて実現可能な目標になる。

その結果、1990年3月5日から9日まで、タイのジョムティエンに参集した私たち「万人のための教育世界会議」の参加者は、

教育が、世界の全ての年齢の全ての男女の基本的権利であることを想起し、
教育が、より安全で、より健康的で、より繁栄し、しかも環境的に健全な世界を築く上で役立ち得るものであり、同時に社会的、経済的、文化的前進、寛容、さらには国際協力に寄与するものであることを理解し、
教育が、個人の向上や社会の改善にとって、十分な条件ではないにせよ、不可欠な鍵であることを認識し、
伝統的知識や各国または地方固有の文化的遺産それ自体が、価値や有効性を持ち、開発の意味や目的を明らかにするとともに開発を促進するものであることを認め、
現在の教育の普及が全体として著しく不十分なものであり、教育がより適切なものにされ、質的に改善され、しかも全ての人に利用できるものにされなければならないことを認め、
健全な基礎教育が中・高等教育を強化し、科学技術に対する理解や科学技術能力を高め、自助による開発の基礎になるものであることを認め、
挑戦の規模や複雑さを明らかにするために、現在の世代と今後の世代に対して、基礎教育についてのより広い展望を示し、基礎教育へのコミットメントを新たにする必要があるのであることを認めて、

ここに、次に掲げる

万人のための教育世界宣言：基礎的な学習のニーズを満たす

を宣言する。

EDUCATION FOR ALL: THE PURPOSE

ARTICLE 1 · MEETING BASIC LEARNING NEEDS

1. Every person - child, youth and adult - shall be able to benefit from educational opportunities designed to meet their basic learning needs.

These needs comprise both essential learning tools (such as literacy, oral expression, numeracy, and problem solving) and the basic learning content (such as knowledge, skills, values, and attitudes) required by human beings to be able to survive, to develop their full capacities, to live and work in dignity, to participate fully in development, to improve the quality of their lives, to make informed decisions, and to continue learning. The scope of basic learning needs and how they should be met varies with individual countries and cultures, and inevitably, changes with the passage of time.

2. The satisfaction of these needs empowers individuals in any society and confers upon them a responsibility to respect and build upon their collective cultural, linguistic and spiritual heritage, to promote the education of others, to further the cause of social justice, to achieve environmental protection, to be tolerant towards social, political and religious systems which differ from their own, ensuring that commonly accepted humanistic values and human rights are upheld, and to work for international peace and solidarity in an interdependent world.

3. Another and no less fundamental aim of educational development is the transmission and enrichment of common cultural and moral values. It is in these values that the individual and society find their identity and worth.

4. Basic education is more than an end in itself. It is the foundation for lifelong learning and human development on which countries may build, systematically, further levels and types of education and training.

万人のための教育：その目的

第1条・基礎的な学習のニーズを満たす

1. 子ども、青年、成人を含む全ての人は、基礎的な学習のニーズを満たすための教育の機会から恩恵を得ることができなければならない。基礎的な学習のニーズは、人間が生存し自らの能力を十分に伸ばし、尊厳をもって生活し、働き、開発に全面的に参加し、生活の質を高め、知識に基づいて判断し、学習を続けるのに必要な不可欠の学習手段（識字、音声による表現、算数、問題解決能力など）や基礎的な学習内容（知識、技能、価値観、態度など）の双方からなるものとする。基礎的な学習のニーズの範囲や、どのようにしてそのニーズを満たすかは、国や文化によってそれぞれ異なり、不可避的に時間の経過とともに変化する。

2. 基礎的な学習のニーズを満たすことが、全ての社会の中の個人に対して集団としての文化的、言語的、精神的遺産を尊重し、それに基づいて行動し、他の人々の教育を促進し、社会正義の大義を推進し、環境の保護を実現し、共通に認められている人間的価値や人権が守られることを保証して、自らのものとは異なる社会や政治、宗教制度に対して寛容になり、相互依存の世界において国際間の平和と連帯のために働く能力を責任を持たせることになる。

3. 教育の発展におけるもう一つの同様に基本的なねらいは、共通の文化的、道徳的価値観を伝達し、強化することにある。個人や社会は、それらの価値観の中に自らの主体性や価値を見出すことになる。

4. 基礎教育は、それ自体が目的であるだけではない。基礎教育は、生涯にわたる学習や人間開発の基盤になるものであり、各国はその基盤に立って、さらに水準が高く、しかも多様な教育、訓練を組織的に実施することができるようになる。

EDUCATION FOR ALL: AN EXPANDED VISION
AND A RENEWED COMMITMENT

ARTICLE 2 · SHAPING THE VISION

1. To serve the basic learning needs of all requires more than a recommitment to basic education as it now exists. What is needed is an "expanded vision" that surpasses present resource levels, institutional structures, curricula, and conventional delivery systems while building on the best in current practices. New possibilities exist today which result from the convergence of the increase in information and the unprecedented capacity to communicate. We must seize them with creativity and a determination for increased effectiveness.

2. As elaborated in Articles III - VII, the expanded vision encompasses:

- Universalizing access and promoting equity;
- Focussing on learning;
- Broadening the means and scope of basic education;
- Enhancing the environment for learning;
- Strengthening partnerships.

3. The realization of an enormous potential for human progress and empowerment is contingent upon whether people can be enabled to acquire the education and the start needed to tap into the ever-expanding pool of relevant knowledge and the new means for sharing this knowledge.

ARTICLE 3 · UNIVERSALIZING ACCESS AND PROMOTING EQUITY

1. Basic education should be provided to all children, youth and adults. To this end, basic education services of quality should be expanded and consistent measures must be taken to reduce disparities.

2. For basic education to be equitable, all children, youth and adults must be given the opportunity to achieve and maintain an acceptable level of learning.

3. The most urgent priority is to ensure access to, and improve the quality of, education for girls and women, and to remove every obstacle that hampers their active participation. All gender stereotyping in education should be eliminated.

4. An active commitment must be made to removing educational disparities. Underserved groups: the poor; street and working children; rural and remote populations; nomads and migrant workers; indigenous peoples; ethnic, racial, and linguistic minorities; refugees; those displaced by war; and people under occupation, should not suffer any discrimination in access to learning opportunities.

5. The learning needs of the disabled demand special attention. Steps need to be taken to provide equal access to education to every category of disabled persons as an integral part of the education systems.

万人のための教育：より広い展望と新たなコミットメント

第2条・展望を形成する

1. 全ての人の基礎的な学習のニーズを満たすためには、現在行われている基礎教育に対するコミットメントを新たに以上のことが必要になる。求められているのは、現在の最善の慣習の上に築かれ、しかも現在の資源水準や制度的構造、カリキュラム、通常の教育手段を超える「より広い展望」である。現在では、情報量の拡大と未曾有のコミュニケーション能力とが収斂して、新しい可能性が生まれてきている。私たちは、創造力と効果を高める決意を持って、それらの可能性をとらえる必要がある。

2. 第3～第7条に詳述するように、より広い展望には次の事項が含まれる。

- ・ 全ての人々にアクセスを与えて、公平さを促進する。
- ・ 学習に焦点を当てる。
- ・ 基礎教育の手段や範囲を拡大する。
- ・ 学習のための環境を充実させる。
- ・ パートナーシップ（協力）を強化する。

3. 人間の進歩や人間の能力を伸ばすことの膨大な可能性を実現することは、拡大してやまない有益な知識の集積や知識を分かち合うための新しい手段を活用できるようになるための早期の教育と機会を人々が得られるかどうかにかかっている。

第3条・全ての人々にアクセスを与えて、公正さを促進する

1. 基礎教育は、全ての子ども、青年、成人に提供されなければならない。そのため、質の高い基礎教育サービスを拡大し、教育における不平等を減らすために、首尾一貫した手段をとることが必要である。

2. 基礎教育を公平なものにするためには、全ての子ども、青年、成人に満足できる水準の学習ができ、それらの学習の成果を持続させる機会を与える必要がある。

3. 最も緊急の優先事項は、女子や婦人が教育を受ける機会を確保し、女子や婦人の教育の質を高め、女子や婦人が教育に参加するのを妨げる全ての障害を除去することである。教育の上での性別による固定的観念を取り除く必要がある。

4. 教育の不平等を除くために、積極的なコミットメントがなされなければならない。教育の機会を十分に与えられていない人々、つまり貧しい人々やストリートチルドレン、働く子ども、農村や遠隔の地の住民、遊牧民や移住労働者、先住民、民族的・人種的・言語的少数者、難民、戦争で流民化した人々、占領下の住民に対して学習の機会へのアクセスという点で、いかなる差別もしてはならない。

5. 障害者の学習のニーズに対して特別の関心をはらう必要がある。教育制度の不可分の一環として、すべてのタイプの障害者に対して教育を受ける平等な機会を提供するための手段がとられなければならない。

ARTICLE 4 · FOCUSING ON LEARNING

Whether or not expanded educational opportunities will translate into meaningful development- for an individual or for society- depends ultimately on whether people actually learn as a result of those opportunities, i.e., whether they incorporate useful knowledge, reasoning ability, skills, and values. The focus of basic education must, therefore, be on actual learning acquisition and outcome, rather than exclusively upon enrolment, continued participation in organized programmes and completion of certification requirements. Active and participatory approaches are particularly valuable in assuring learning acquisition and allowing learners to reach their fullest potential. It is, therefore, necessary to define acceptable levels of learning acquisition for educational programmes and to improve and apply systems of assessing learning achievement.

ARTICLE 5 · BROADENING THE MEANS AND SCOPE OF BASIC EDUCATION

The diversity, complexity, and changing nature of basic learning needs of children, youth and adults necessitates broadening and constantly redefining the scope of basic education to include the following components:

- Learning begins at birth. This calls for early childhood care and initial education. These can be provided through arrangements involving families, communities, or institutional programmes, as appropriate.
- The main delivery system for the basic education of children outside the family is primary schooling. Primary education must be universal, ensure that the basic learning needs of all children are satisfied, and take into account the culture, needs, and opportunities of the community. Supplementary alternative programmes can help meet the basic learning needs of children with limited or no access to formal schooling, provided that they share the same standards of learning applied to schools, and are adequately supported.
- The basic learning needs of youth and adults are diverse and should be met through a variety of delivery systems. Literacy programmes are indispensable because literacy is a necessary skill in itself and the foundation of other life skills. Literacy in the mother-tongue strengthens cultural identity and heritage. Other needs can be served by: skills training, apprenticeships, and formal and non-formal education programmes in health, nutrition, population, agricultural techniques, the environment, science, technology, family life, including fertility awareness, and other societal issues.
- All available instruments and channels of information, communications, and social action could be used to help convey essential knowledge and inform and educate people on social issues. In addition to the traditional means, libraries, television, radio and other media can be mobilized to realize their potential towards meeting basic education needs of all.

These components should constitute an integrated system- complementary, mutually reinforcing, and of comparable standards, and they should contribute to creating and developing possibilities for lifelong learning.

第4条・学習の成果に焦点を当てる

教育の機会の拡大が、個人や社会にとって意味のある開発に転換されるかどうかは、結局人々が機会を与えられた結果、実際に学ぶかどうか、つまり、人々が有用な知識や論理能力、技能、価値観を身につけるかどうかにかかっている。基礎教育の焦点は、従って、就学や組織的プログラムへの継続的な参加、資格の取得のみというよりは、学習の実際の成果や結果でなければならない。積極的な学習者参加型のアプローチは、学習の成果を確保し、学習者が潜在力を十分に伸ばせるようにする上で、特に価値がある。従って、教育プログラムでは、満足のいく学習の成果の水準を明らかにし、学習の達成度を評価するためのシステムを改善し、応用することが必要になる。

第5条・基礎教育の手段や範囲を拡大する

子どもや青年、成人の基礎的な学習のニーズは、その多様性、複雑さ、変化するという性質によって、基礎教育の範囲を広げ、絶えず再定義して、次の要素を加えることを余儀なくする。

- ・学習は、子どもが誕生したときに始まる。そのため、乳幼児に対する発育ケアや早期教育が必要になる。それらは、必要に応じて家族、コミュニティ、または公共施設ベースのプログラムを通じて、実施することができる。
- ・家族以外の子どもの主要な基礎教育手段として、学校における初等教育がある。初等教育は、全ての子どもに行き渡り、全ての子どもが基礎的な学習のニーズを満たすことができ、しかもコミュニティの文化やニーズ、機会を考慮したものでなければならない。補助的で代替的なプログラムは、学校に適用されるのと同じ学習の基準を持ち、十分に維持される場合には、公式の学校教育を受ける機会が限られ、あるいは全く学校にいけない子どもの基礎的な学習のニーズを満たすのに役立つ。
- ・青年や成人の基礎的な学習のニーズは多様であり、それらのニーズは多様な手段を通じて満たされなければならない。識字プログラムは、識字それ自体が必要な能力であり、他の生活技能の基礎にもなるため不可欠である。母語の識字は文化的な連帯や遺産を強化する。その他のニーズは、技能訓練や見習い、学校の内外での保健、栄養、人口、農業技術、環境、科学、技術、出生に関する知識を含む家族生活、その他の社会的問題に関する教育プログラムによって満たし得る。
- ・情報やコミュニケーション、社会活動のための利用可能な全ての手段やチャンネルを活用することで、人々に不可欠な知識を伝達し、社会問題について知らせ、教育するのを支援することができる。伝統的手段と並んで図書館やテレビ、ラジオ、その他のメディアを動員することで、全ての人々の基礎的な教育のニーズの充足を目指して、潜在力を発揮させることができる。

上記の要素は、一つの総合的なシステムにならねばならない。つまり、補完的で互いに強化し合い、同等の水準を保ち、生涯学習の可能性を生み出して、それを発展させるのに貢献するものでなければならない。

ARTICLE 6 · ENHANCING THE ENVIRONMENT FOR LEARNING

Learning does not take place in isolation. Societies, therefore, must ensure that all learners receive the nutrition, health care, and general physical and emotional support they need in order to participate actively in and benefit from their education. Knowledge and skills that will enhance the learning environment of children should be integrated into community learning programmes for adults. The education of children and their parents or other caretakers is mutually supportive and this interaction should be used to create, for all, a learning environment of vibrancy and warmth.

ARTICLE 7 · STRENGTHENING PARTNERSHIPS

National, regional, and local educational authorities have a unique obligation to provide basic education for all, but they cannot be expected to supply every human, financial or organizational requirement for this task. New and revitalized partnerships at all levels will be necessary: partnerships among all sub-sectors and forms of education, recognizing the special role of teachers and that of administrators and other educational personnel; partnerships between education and other government departments, including planning, finance, labour, communications, and other social sectors; partnerships between government and non-governmental organizations, the private sector, local communities, religious groups, and families. The recognition of the vital role of both families and teachers is particularly important. In this context, the terms and conditions of service of teachers and their status, which constitute a determining factor in the implementation of education for all, must be urgently improved in all countries in line with the joint ILO/UNESCO Recommendation Concerning the Status of Teachers (1966). Genuine partnerships contribute to the planning, implementing, managing, and evaluating of basic education programmes. When we speak of "an expanded vision and a renewed commitment", partnerships are at the heart of it.

第6条・学習のための環境を充実させる

学習は、孤立して行われ得るものでない。社会は従って、全ての学習者が教育に積極的に参加し、そこから恩恵を引き出すために必要な栄養、保健、総合的な物理的ならびに精神的な支援を得られるようにする必要がある。子どもの学習環境を充実させるための知識や技能が成人のためのコミュニティレベルの学習レベルに組み込まなければならない。子どもや親、またはその他の保護者の教育は、相互に支え合うものであり、そうした相互作用を活用して、全ての人々のために共感や暖かさを持つ学習環境が生み出されなければならない。

第7条・パートナーシップ（協力）を強化する

国や地域、地区の教育当局は、全ての人々に基礎教育を提供するという、かけがえのない義務を負っているが、この任務を果たすためにあらゆる人的、資金的または組織的需要を全て満たせると期待することはできない。そのため、全てのレベルで新しいパートナーシップを生み出し、あるいはパートナーシップを復興させることが必要になる。それには、教員や管理、行政担当者、その他の教育関係者の特別の役割を認めた上での教育の全ての小部門や形態の間のパートナーシップ、政府の教育部門と計画立案、財政、労働、コミュニケーション等の社会部門を含むその他の部門の間のパートナーシップ、政府組織と非政府団体、民間部門、コミュニティ、宗教グループ、家族の間のパートナーシップなどがある。家族と教員と両方の重要な役割を認識することは特に大事なことである。これに関連して、全ての人々のための教育を実施する上で決定的要因になる教員の勤務条件や地位が、ILO/ユネスコ合同の教員の地位に関する勧告（1966年）に沿って、全ての国で緊急に改善されなければならない。真のパートナーシップは、基礎教育プログラムを計画し、実施し、管理し、評価する上で貢献することになる。私たちが、「より広い展望と新たなコミットメント」について語る時、その核心にあるのがパートナーシップなのである。

EDUCATION FOR ALL: THE REQUIREMENTS

ARTICLE 8 · DEVELOPING A SUPPORTIVE POLICY CONTEXT

1. Supportive policies in the social, cultural, and economic sectors are required in order to realize the full provision and utilization of basic education for individual and societal improvement. The provision of basic education for all depends on political commitment and political will backed by appropriate fiscal measures and reinforced by educational policy reforms and institutional strengthening. Suitable economic, trade, labour, employment and health policies will enhance learners' incentives and contributions to social developments.

2. Societies should also insure a strong intellectual and scientific environment for basic education. This implies improving higher education and developing scientific research. Close contact with contemporary technological and scientific knowledge should be possible at every level of education.

ARTICLE 9 · MOBILIZING RESOURCES

1. If the basic learning needs of all are to be met through a much broader scope of action than in the past, it will be essential to mobilize existing and new financial and human resources, public, private and voluntary. All of society has a contribution to make, recognizing that time, energy and funding directed to basic education are perhaps the most profound investment in people and in the future of a country which can be made.

2. Enlarged public-sector support means drawing on the resources of all the government agencies responsible for human development, through increased absolute and proportional allocations to basic education services with the clear recognition of competing claims on national resources of which education is an important one, but not the only one. Serious attention to improving the efficiency of existing educational resources and programmes will not only produce more, it can also be expected to attract new resources. The urgent task of meeting basic learning needs may require a reallocation between sectors, as, for example, a transfer from military to educational expenditure. Above all, special protection for basic education will be required in countries undergoing structural adjustment and facing severe external debt burdens. Today, more than ever, education must be seen as a fundamental dimension of any social, cultural, and economic design.

万人のための教育：その必要条件

第8条・支援的な政策環境を生み出す

1. 個人の向上や社会の改善のための基礎教育を十分に提供し活用するためには、社会、文化、経済部門での支援的な政策が必要である。全ての人に基礎教育を提供できるかどうかは、適切な財政的手段に裏付けられ、教育政策の改革や制度の強化を伴う政治的コミットメントや政治的意思の如何にかかっている。適切な経済、通商、労働、雇用、保健などの政策が、学習者の意欲をそそり、社会開発への貢献を充実させることになる。

2. 社会はまた、基礎教育のための強力な知的、科学的環境を確保すべきである。このことは、高等教育を改善し、科学研究を進展させることを意味する。教育の全てのレベルで現代の技術的、ならびに科学的知識との緊密な接触が可能でなければならない。

第9条・資源を動員する

1. 全ての人のための基礎的な学習のニーズが過去におけるよりもさらに幅広い行動を通じて満たされるためには、既存のそして新しい公的、民間及び自発的援助による資金的、人的資源を動員することが不可欠になる。社会の全てが基礎教育に向ける時間やエネルギーや資金が、たぶん人間や国の将来に対してなし得る最も意味のある投資であることを認めて、それぞれ貢献することができる。

2. 公的部門の支援を拡大することは、国の資源に対して互いに競合する要求がある中で、教育は重要な一つではあるが唯一の需要ではないことを明確に認め、人間開発の責任を負う政府の全ての機関の資源に依存しながら、基礎教育サービス予算の絶対額及び配分比率を高めることを意味する。既存の教育資源やプログラムの効率を高めることに真剣に配慮することによって、より多くを生み出せるだけでなく、新たな資源を引き出すことを期待できるはずである。基礎的な学習のニーズを満たすという緊急の任務は、例えば軍事から教育への支出の移転などのような部門間での資源の再配分を必要とするかもしれない。構造調整を実施中で過酷な対外債務負担を抱えている国では、なにかんづく基礎教育に対する特別の保護が必要である。教育は、現在ではこれまでも増して、いかなる社会的、文化的、または経済的構想にとっても基本的な要素であると見なされなければならない。

ARTICLE 10 · STRENGTHENING INTERNATIONAL SOLIDARITY

1.Meeting basic learning needs constitutes a common and universal human responsibility. It requires international solidarity and equitable and fair economic relations in order to redress existing economic disparities. All nations have valuable knowledge and experiences to share for designing effective educational policies and programmes.

2.Substantial and long-term increases in resources for basic education will be needed. The world community, including intergovernmental agencies and institutions, has an urgent responsibility to alleviate the constraints that prevent some countries from achieving the goal of education for all. It will mean the adoption of measures that augment the national budgets of the poorest countries or serve to relieve heavy debt burdens. Creditors and debtors must seek innovative and equitable formulate to resolve these burdens, since the capacity of many developing countries to respond effectively to education and other basic needs will be greatly helped by finding solutions to the debt problem.

3.Basic learning needs of adults and children must be addressed wherever they exist. Least developed and low-income countries have special needs which require priority in international support for basic education in the 1990s.

4.All nations must also work together to resolve conflicts and strife, to end military occupations, and to settle displaced populations, or to facilitate their return to their countries of origin, and ensure that their basic learning needs are met. Only a stable and peaceful environment can create the conditions in which every human being, child and adult alike, may benefit from the goals of this Declaration.

第10条・国際的連帯を強化する

1. 基礎的な学習のニーズを満たすことは共通の普遍的な人間的責任である。そのためには既存の経済の不均衡をただすための国際的連帯や、公平でしかも公正な経済的関係が必要になる。全ての国は、効果的な教育政策やプログラムを立案する上で、互いに分かち合うことのできる貴重な知識や経験を有している。

2. 基礎教育のための資源を実質的、長期的に拡大することが必要である。国際社会は、政府間の機関や組織も含めて、一部の国が全ての人のための教育という目標を達成するのを妨げている制約を緩和する上で、緊急の責任を負っている。このことは、最貧国の国の予算を増大し、あるいは重い債務の負担を緩和するのに役立つような措置をとることを意味する。債権国と債務国は、債務問題を解決するための革新的で、しかも公平な方式を見出さねばならない。というのも、教育その他の基礎的ニーズに効果的に対応する上での多くの開発途上国の能力が、債務問題の解決を見出すことによって、大いに強化されるからである。

3. 成人や子どもの基礎的な学習のニーズは、ニーズが存在する全ての場所で取り組まなければならない。後発開発途上国や低所得国は、1990年代の基礎教育に対する国際的支援において優先すべき特別のニーズを有する。

4. 全ての国はまた、協力して紛争や不和を解決し、軍事占領を終わらせ、流民化した住民を定住させ、あるいは出身国への帰還を支援し、基礎的な学習のニーズを満たす必要がある。安定した平和的な環境のみが、子どもや成人を含む全ての人がこの宣言に述べられた目標から恩恵を引き出すことができるような条件を生み出すことができる。

• • •

We, the participants in the World Conference on Education for All, reaffirm the right of all people to education. This is the foundation of our determination, singly and together, to ensure education for all.

We commit ourselves to act cooperatively through our own spheres of responsibility, taking all necessary steps to achieve the goals of education for all. Together we call on governments, concerned organizations and individuals to join in this urgent undertaking.

The basic learning needs of all can and must be met. There can be no more meaningful way to begin the International Literacy Year, to move forward the goals of the United Nations Decade of Disabled Persons (1983-92), the World Decade for Cultural Development(1988-97), the Fourth United Nations Development Decade(1991-2000), of the Convention on the Elimination of Discrimination against Women and the Forward Looking Strategies for the Advancement of Women, and of the Convention on the Rights of the Child. There has never been a more propitious time to commit ourselves to providing basic learning opportunities for all the people of the world.

We adopt, therefore, this World Declaration on Education for All: Meeting Basic Learning Needs and agree on the Framework for Action to Meet Basic Learning Needs, to achieve the goals set forth in this Declaration.

私たちジョムティエンの「万人のための教育世界会議」の参加者は、ここで、全ての人々が教育を受ける権利を有するものであることを最確認するものである。このことが、全ての人のための教育を保証するための私たちの個々の、または共同の決意の基礎になっている。

私たちは、個々の責任範囲において協力して行動し、全ての人のための教育という目標を達成するために、全ての必要な措置をとることを約束する。私たちは、一致して政府や関連組織または個人に、この緊急の事業に参加することを呼びかける。

全ての人々の基礎的な学習のニーズは満たすことができ、また満たさなければならないものである。国際識字年を開始し、国連障害者の10年（1983～1992年）、世界の文化開発の10年（1988～1997年）、国連第4次開発の10年（1990～2000年）、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、女性の地位向上のための将来戦略、児童の権利条約の目標に向けて前進する上で、これ以上に意味のある方法はありません。私たち自身が、世界の全ての人々に対して基礎的な学習の機会を提供することを約束する上で、現在以上に適切な時期もない。

私たちは従って、ここに万人のための教育世界宣言：基礎的な学習のニーズを満たすを採択すると共に、この宣言に述べられた目標を達成するために基礎的な学習のニーズを満たすための行動の枠組みに同意する。

出典：UNESCO, Education for All: Purpose and Context, 1991 (英文)

ユニセフ駐日代表事務所翻訳、「万人のための教育世界宣言（仮訳）」（和文）

IV - 2. DAC基礎教育専門家会合による最新提言（仮訳）

◇基礎教育—ドナーの役割とその責務— DACからの提言

この提言は、1992年10月21日に行われた会合により承認されたものである。

1. 1992年6月10日～11日に、DAC加盟国及び世銀（WB）、国連開発計画（UNDP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国連児童基金（UNICEF）の代表者は、基礎教育におけるドナーの役割と責務を検討するための会合を開催した。特に、この会合は、以下の点を目的として進められた。

- 基礎教育の事例のレビューと基礎教育分野における全世界・国別のニーズをレビューする。
- EFAのゴールを目指すために最適な援助戦略や援助形態を検討する。
- 基礎教育への援助フローの把握と援助協調の準備状況をレビューする。

2. このDAC会合は、1990年3月にタイ・ジョムティエンで行われた「万人のための教育世界会議」を受けて開催された。EFAで主唱された内容は、教育分野における低い投資水準、低い生産性、低い経済社会開発の流れを転換させる必要性によって触発されたものであった。ジョムティエンに集合した各代表は、基礎教育のビジョンを拡大し、今世紀末までにすべての人々に学ぶ機会を与えるという、より新しい公約を目指した「万人のための教育世界宣言」を採択した。これを達成するには、各国国内機関のみならず、各国際機関やNGOの協力を得たうえでの革新的な活動や、追加的な資源の活用が必要である。各国がEFAを達成するための中間目標やターゲットを決定する一方で、国際的なレベルでは、拡大し持続する長期的な支援を通じ、進捗状況を監視するための手段を確保することにより、彼らのターゲットに見合った行動計画を策定することが必要である。

3. 教育は持続可能な開発への鍵である。教育への投資、特に基礎教育への投資は、経済的、社会的、政治的に多大な効果を与え、参加型の民主体制、環境保全、労働生産性や雇用機会の増加、公衆衛生の改善、出生率の低減に不可欠である。このように、基礎教育に高い優先順位を置くことは、近年の経済停滞期に比較的軽視されたことを省みて、最も費用対効果の高い（基礎教育への）投入を行うことを再確認し、基礎教育と互いに補完しあうべき他の教育段階との間で、より公平な資源の分配を促すことを目的としている。

4. 本会合では、ジョムティエン会議以来、100以上の開発途上国がそれぞれの国の基礎教育計画を強化するための国家的な行動計画や戦略を策定したことを確認した。援助を一層拡大するよう要求が高まってきている。

5. 参加代表は、国家的教育戦略を策定し、虐げられた集団の参加を平等化し、地域資源とその有効な活用を図ることを明言した受け取り国には、大いに教育分野への援助を増やしていくことを表明した。
6. 参加代表は、以下の事項をDACの提言としてとりまとめた。
 - －途上国との政策対話において基礎教育の重要性を強調する。
 - －包括的な分野別支援のために、長期にわたって援助を行う。
 - －基礎教育計画を策定し、管理し、関連研究を行い、監督し、評価することのできる国家の能力の強化またはその構築を支援する。
 - －少女・女性のための教育を促進するための戦略を支援する。
 - －基礎教育に大きな配分を置いた教育援助の比率を上げる。
 - －他分野にまたがるような基礎教育の問題を取り扱うことのできる途上国側の能力を強化する。
 - －援助政策や基礎教育への援助動向を監督する。

ドナー／被援助国間の新しい協力態勢

7. 1980年代においては、多くの開発途上国が対外貿易と国内の経済活動の不均衡から、厳しい経済的な困難を経験した。構造調整の必要性から、多くの途上国が断続的に公共投資を削減しなければならなかった。これは、一般的に初等教育就学率や学校教育の質、さらに基礎教育事業にとって、かなりの悪影響を与えた。「万人のための教育世界宣言」は、女性や少女たち－男性は5人に1人が非識字者であるが女性は3人に1人が非識字者である－のように支配されているそれぞれのグループにアクセスの手段を与えることにより、富める者と貧しい者、都市生活者と地方生活者、女性と男性、などの違いによる格差を低減することと平等の概念を配慮した上で、全ての人が持っている教育の基本的な権利を主唱したものである。宣言は、基礎教育の概念についても、学校と同義語ではなく、幼児教育や就学前教育、初等教育や他の教育形態－コミュニケーションや情報の手段、青年や成人向けの健康・科学・技術・環境や他の社会的問題を取り扱う識字教育、技術教育、公教育／ノン・フォーマル教育なども含まれることを強調している。この広義な定義は、それぞれの形態に適当な資源量を配分することももちろんだが、教育を考察するにあたっての新しい方策や、援助協力の新しい形態、援助をより効率的に行うための新しい戦略を必要とする。
8. 多くの途上国において、女性への教育アクセスを改善し、基礎・中等・高等レベルの教育に優先順位を与えることは、かなり微妙な政治的な問題となる。パートナーシップ精神を尊重する一方で、もし現在の不均衡が是正されるべきと判断するならば、ドナー国は、途上国との政策対話の中でこれらの問題に一層断固とした態度をとる必要がある。

9. EFAを達成するというこの挑戦には、新しい協力形態が必要である。まず、国家経済の枠組みと公共事業支出のレビューを行う際に、基礎教育への支援が検討されるべきである。EFAは、途上国・ドナー国双方に長期にわたる持続的な支援を必要とする。さらに、対外援助の相当な量がプログラム支援のために必要である。途上国が援助国へ過度に依存する危険を減らすには、この支援は長期的には削減する方向で設定されなければならない。
10. 基礎教育は、マルチ・セクター的に検討されるべきである。なぜならば、多くの基礎教育プログラムは、農業、地域開発、保健、その他社会分野における各省の権限の下にあるノン・フォーマル・セクターで行われているからである。このように、途上国とドナー国の政策対話は、長期・持続的支援の必要性と基礎教育への各分野間への包含、マクロ経済等の考慮を行ったうえで、これらのパートナーとの間で行われなければならない。
11. 基礎教育の特質は、単独の援助プロジェクトよりも、プログラムの必要性を要求している。ドナー国は、他分野にまたがる計画や戦略への一貫した包括的な実施を支援することに同意している。このように、投入よりも対外援助の結果に注意が向けられることにより、援助の効率と効果が評価される。対外援助をよりよく評価・監理するための方法は、その援助の中から（相手国の）予算を直接支援するためにいくらか使われる場合、特に重要となろう。
12. 教育援助の多くは、政府から政府への援助として行われている。しかしながら、基礎教育の普及、特に、識字教育やコミュニティー教育などのノン・フォーマル教育の場合は、コミュニティー・グループ、NGO、大学、宗教団体、地域のネットワークや財団、企業などの中間媒体者によって、多くの場合実施され監督されている。これらのグループへのプログラム援助では、柔軟性のある、多分野での協力や無償支援が必要である。
13. この新しい援助形態は、開発に関わる各機関にも関係してくる。途上国側は、基礎教育分野の諸問題やより大きい開発問題における彼らの連携に対処するため、本部や地方における彼らの能力を強化する必要がある。これには、国家経済政策のレベルと共に教育政策改革のレベルにおいて、途上国との政策対話を行い、相当な教育的、社会科学的、経済的な専門性を必要とする。セクター、サブ・セクターのプログラムやそれぞれの効率を評価するための指標を開発するには、特別な注意が必要である。ドナーからの援助フローや途上国自身の支援者層、それに途上国自身による資金の使い方を信頼するには、基礎教育におかれると思われる優先度を反映して、監督や報告のシステムを変革する必要がある。
14. 大衆は、長期にわたる外国からの援助に敏感になるべきである。開発援助機関は、彼らの国における基礎教育の普及のためにNGOの支援者となり、基礎教育には、多分野にまたがる支援が必要であることを確認する必要がある。

より効果的な援助戦略

15. 開発途上国は、基礎教育プログラムを計画、運営、モニターする能力を持つ必要がある。この分野における国際的な援助には高いプライオリティーが与えられるべきである。これまでの研修スキームとは異なり、その国の能力開発はその受け入れ国で行なわれることによって、その国の組織を強化し、十分な実施能力を実現するのに不可欠なレベルに到達することが必要である。組織間の協調、支援システムの強化、地域ネットワークの利用、また、その国あるいは「南の」専門家の活用といったことは、能力の形成に必要なバランスのとれた関係を創り出す手段となる。国内研修は先進国の機関での研修よりも低コストで実施することが可能で、従って地方行政官、計画担当者や研究者などより多くの対象者に研修を行なえる。
16. 援助は、その国が決定したプログラムやセクター・プランを支援することによって効果をあげることができる。セクター間の政策協議や省庁間の政策協議へ参加することによって、そうした協議は技術的な受け皿となり、必要に応じてシステムの改革を促すと同時に、不足部分を補う示唆や経験をもたらす。後者にとって重要なのは、プライオリティーの変更について教育界や広く社会のなかでコンセンサスをつくることと、必要な変更を可能にする政治的意志である。こうした改革には、既存組織の再活性化や財務・運営面での効率化促進が含まれる。援助国はまた、その基礎を広範囲に据えた計画策定やニーズ評価に関する研修についても支援すべきだ。こうしたものは時間のかかることではあるが、その結果は複数の援助国による援助に適した総合的な戦略を提示するものになる。国レベルでの行動計画は、基礎教育の様々なサービス（必ずしもそれだけに限定されるものではないが、特にノン・フォーマル部門）の計画策定、運営、供給について、NGOやコミュニティーをベースとした組織が参加する機会を提供する。
17. その他の戦略としては、学習到達度を高めるための教授方法の質の向上、中途退学や重複学習による無駄を少なくすることなどが含まれ、こうした戦略は教育システムの費用効果を高めるものである。カリキュラム、指導教材・学習教材、教授内容の質、教授能力といった分野で、支持すべきいくつかの「成功に到る道」や避けるべき「袋小路」があることが明らかにされてきている。
18. 効果をもたらすためには、包括的で各セクターの枠を越え、中央での行政から教室にいる教師まで全ての面をカバーする戦略である必要がある。また、こうした戦略は、柔軟性を持ち、各国のそれぞれの状況に適応しうるもので、分析と調査に基づいたものである必要がある。最も大切なことは、こうした戦略が受け入れ国自身のものになっており (owned)、かつ受け入れ国によってモニタリングや評価がなされていることである。

女子教育の促進

19. ジェンダー（社会的性差）に関する問題は特に重要である。女子教育は国家的、国際的な目標である成人識字の普遍化、経済的生産性の増大、公衆衛生の向上と出生率の低下を含む社会開発と深く関わっている。それにもかかわらず、ジェンダー・ギャップや男女の就学率の格差といった問題は南アジア、サブサハラ・アフリカ、中東で最も顕著であり、こうした地域では女子は教育サービスが行き届かない最大のグループとなっている。このギャップは普遍的な初等教育と「万人のための教育」達成の大きな妨げになっている。女子就学率の向上と女性の教育を受ける権利を保護するためには、次にあげる戦略が有効であるとされている。

- － 母子保健を含めて幼児期に着目する。
- － 学校はコミュニティの近くに建設する。
- － 女子教員の採用を促進する。
- － 親の負担を軽減し、学校教育をもっと支払い可能にする。
- － 適切なカリキュラムを開発する。
- － コミュニティーの参加を増進する。
- － 地方分権化と現地化を促進する。
- － アドボカシー・キャンペーンと社会動員キャンペーンを促進する。
- － 女子生徒・学生のニーズを取り入れられるシステムをつくる。
- － 実施システムの多様化を支持する。

20. こうした戦略は必ずしも大幅な変革を伴うものではなく、多くの場合実施可能で段階的に拡張していくものであり、通常、現在ある資源（resources）の効果を高める方法を提供するものである。援助国はこうした戦略を支持していくことと、特にジェンダー・ギャップが非常に大きい国々、あるいはさらにジェンダー・ギャップが拡大しつつある国々におけるノン・フォーマル教育部門での女性を対象にしたものについても支持していくことについて合意した。

基礎教育に対するより良い国際的な援助の調整

21. 外部からの支援を慎重に調整していくことは不可欠である。このような調整では受け入れ国が中心的な役割を果たすべきであることが再確認された。従って、その枠組みとなるのは、その国のリーダーシップのもとで作成された実施のための国家計画（National Plan of Action）である。

22. 前述のように、個々の援助国による孤立したプロジェクト群から、セクター全体を支援する調整されたプログラム (Co-ordinated Programme Support) へ移行していく必要がある。しかし、何か支援を行なうにあたって、各援助国はそれぞれの比較優位に基づいて支援を提供することになる。セクター間の協調もまた、基礎教育の多面的なコンポーネントを供給するのに不可欠である。NGOや民間セクターはこうした支援に参加し、それぞれの持つ経験と技術を積極的に活かすべきである。
23. 地域レベルでの調整は、計画したプログラムの実施をモニターし、有効でない戦略については変更し、必要であれば活動評価の指標を改訂していくのに特に重要である。さらに、少ない資源を有効に使うために、また、重複を避け途上国政府の負担を軽減するために、援助国は国別分析報告書を交換し、それぞれの計画立案の基礎資料として活用すべきである。
24. 開発のプロセスにおける基礎教育の重要性に鑑み、世銀コンサルタティブ・グループとUNDPラウンド・テーブルの設定に即して、基礎教育政策に対する適切な関心が払われるべきである。メンバー諸国はこのような枠組みやその他の国際的な討議の場において、基礎教育に関する議論に積極的に参加し、基礎教育戦略に対する国際的支援の効率と効果の向上に努める。

基礎教育支援のプライオリティー強化

25. 1970年代から1980年代末にかけて、二国間援助における教育援助比率の低下が見られた。今日、その国の資金と国際的な資金を合わせてどの程度の資金が基礎教育に向けられているのかはあまり確実には把握できない。同様に、「万人のための教育」の目標を達成するために、援助を含めて財政的なニーズの見込は大きく異なっている。ジョムティエン会議以来、コミットメントは増加してきたにも拘らず、基礎教育のイニシアティブは「通常どおり」のベースでは扱われていない。「万人のための教育」を達成するために、民間セクター、公的セクターともに実質的な追加資源が動員されなければならない。開発途上国は、政府の資源を最も費用効果の高いセクターに割り当て直し、また公教育とノン・フォーマル教育のプログラムについて民間セクターやNGOからの支援を求めることによって、資源動員を強化する必要がある。それと同時に、基礎教育に対する実質的な追加援助、特に、可能なかぎり努力しているにも拘らず、「万人のための教育」達成が困難と思われる低所得国に対する援助が必要であることがメンバー諸国によって確認された。メンバー諸国は貸し付け条件の緩やかな資金 (Concessional Fund) の追加がかなり必要となることを確認した。

26. 最貧国に対する援助は、実質的に拡大する援助を運営するマネジメント能力を持っていることを確認するために注意深くモニターする必要がある。いくつかの国々では、拡大する援助を計画立案し運営していくための国の能力形成が優先される。その他の国々では、追加援助に対する要求が緊急かつ重要である。
27. メンバー諸国は、次の条件を満たす国々について教育援助を拡大していく意志のあることを表明した。①国の教育戦略の開発について受け入れ国としての明快なコミットメントを行なっている国々、②国内の資源を動員し、またそうした資源を効果的に運営することに真剣な努力をしている国々、③国内の指導者たちが自国の戦略的目的を明確に指摘でき、そうした目的に向かう進捗状況をモニターするマネジメント・システムの強化が可能である国々。

フォロー・アップ

28. 基礎教育のうち、どのサブ・セクターに資金が割り当てられたかを見極めることの難しさに鑑み、援助国機関の教育あるいは関連分野の専門家のコンサルテーションのもとで、DACの統計問題ワーキング・グループは、援助の適切な内訳について報告する仕組みを見直すために招聘されるべきである。
29. 基礎教育を支援するための援助国の政策と戦略は、DACによるメンバー諸国の援助政策レビューのなかで審査されるべきである。
30. 二国間と多国間を含む関係機関は、「万人のための教育」のための政策と戦略、資金の流れ、地理的展開状況、援助の効果と援助の質的指標を含む包括的なモニタリングと評価システムを追及すべきである。
31. 援助政策、援助形態と資金の流れ、あらゆるレベルでの調整効果の見直しを含め、援助国の基礎教育支援の進捗状況について見直すDAC会議を1994-1995年に開催すべきである。OECDのその他の関連機関との連携についても模索されるべきである。また、この会議はジョムティエン会議において予見された「万人のための教育」の最終目標 (goals) に向けた実施の中間評価としても寄与しうる。
32. 本会議は上記の結論について承認を得るため、1992年のDAC上級会合に提出することを勧告する。

出典：DAC, Basic Education—Donor Roles and Responsibilities : DAC Conclusions,
Nov. 1992,

注) 本資料は、「開発と教育」分野別援助研究会事務局によって、仮に訳したものである。

IV - 3. 日本の教育援助プロジェクト・リスト

(1) 平成3年度一般無償・水産無償における教育援助案件一覧

①就学前教育 なし

②就学前教育 なし

③初等・中等一般教育 (全5件)

地域	国名	案件名	金額 (億円) E/N 締結日	概要	相手国 受入れ機関	技術協力との 連携
東アジア	フィリピン	学校校舎建設計画 (Ⅲ/V期)	27.45 '91.8.21	フィ国カガヤン・バレー地方及び南部タガログ地方の中等学校校舎建設に必要な資金の供与。	教育文化 スポーツ省	なし
		中等学校教育機材 整備計画	5.98 '92.4.13	フィ国の中等教育における教材の不足を解消するため、理科・技術家庭科に必要な実験・実習用教材整備のための資金の供与。	教育文化 スポーツ省	なし
アフリカ	ギニア	地方小学校建設 計画 (I/II期)	8.79 '91.7.8	ギニアにおける初等教育就学率を50%程度まで引き上げることを目標とした地方小学校を建設するための資金の供与。	教育省/ 初等中等 教育庁	プロ形調査 ('90.1.23 ~ 2.7)
	セネガル	小学校教室建設 計画 (I/II期)	8.49 '91.12.6	セ国における学校施設整備の遅れを解消するため小学校の教室の増設と仮設教室の立て替えのための資金の供与。	国民教育省	なし
大洋州	トonga	離島高校施設改善 計画 (I/II期)	5.43 '91.7.18	ト国の中・高等教育における施設の不足を解消するため、特に施設が不足しているババウ島、エウア島の高校施設の整備を行うための資金の供与。	教育・青年・ スポーツ 文化省	加付 高校に6 名のJOCVを 派遣中。

④中等技術教育 (全2件)

地域	国名	案件名	金額 (億円) E/N 締結日	概要	相手国 受入れ機関	技術協力との 連携
東アジア	タイ	パタヤ工業専門 学校機材整備計画	6.18 '91.12.26	タイ国の工業分野における技術者養成を目的とした、工学用機材の更新のための資金の供与。	教育省 職業教育局/ パタヤ工業 専門学校	加付 (パタヤ 工業高等専門 学校拡充計画) 実施中。
アフリカ	ルワンダ	中等技術学校建設 計画 (Ⅲ/Ⅲ期)	4.12 '91.7.19	ル国における専門技術者や中堅技術者の育成を図るため、電子・機械整備分野の中等技術学校建設のための資金の供与。	初等中等 教育省	なし

⑤高等教育 (全11件)

地域	国名	案件名	金額 (億円) E/N 締結日	概要	相手国 受入れ機関	技術協力との 連携
東 ア ジ ア	中国	湖南武陵大学機材整備	9. 3 1 '91.7.1	武陵山系の少数民族居住地域開発のために役立つ人材養成、研究開発を行うことを目的として設立された武陵大学に対する、技術者育成のための研究機材の整備に必要な資金の供与。	湖南省/ 武陵大学	武陵大学にJOCV 2名派遣。
	インドネシア	高等教育機材整備計画(Ⅱ/Ⅱ期)	8. 6 4 '91.12.24	機材不足により有効な大学教育プログラムを達成できないスマトラ島、カリマンタン島内の11大学に対する、主に工学系の教育機材を整備するための資金の供与。	教育文化省 高等教育総局	加技(高等教育開発計画)実施中。
西 ア ジ ア	インド	プネ工科大学教育機材整備計画	7. 1 9 '91.12.9	インドにおける新技術分野の技術者の育成に資するための、プネ工科大学の教育・研究機材を整備するための資金の供与。	プネ工科大学	なし
	バングラデシュ	国立ファイバード繊維工科大学教育機材改善計画	6. 5 '91.7.30	バングラデシュ最大の伝統産業である繊維産業界に高級技術者を輩出する唯一の高等教育機関であるファ大学に対する、教育・実習用機材を整備するための資金の供与。	国立ファイバード繊維工科大学	なし
	スリランカ	公開大学整備計画(Ⅰ/Ⅱ期)	5. 7 5 '91.12.10	より多くの国民が高等教育を受けることを目的として設立された公開大学の教育の質・量を向上させるための、視聴覚教育センター設立に必要な資金の供与。	教育・高等教育省/公開大学	なし
	ネパール	トリバク大学付属教育病院拡充計画	1 4. 4 2 '91. 8.22	ネパール唯一の医師養成機関であるトリバク大学医学部及び同大学付属教育病院の拡充を行うための資金の供与。	国立トリバク大学	なし
中 近 東	エジプト	アインヘルワン海運大学新訓練船建造計画	1 2. 0 8 '91.7.21.	エジプト及び近隣国の船員育成に寄与することを目的とした、同大学の船員訓練船整備のための資金の供与。	海運省	なし
		カイロ大学看護学部施設改善計画	3 8. 3 7 '92.3.31.	看護婦全体の看護技術向上を目的として、病院等においてリーダーとして活動可能な高等看護婦の主要な養成機関であるカイロ大学看護学部の施設改修を行う計画への資金の供与。	カイロ大学看護学部	プロ技実施予定。
ア フリ カ	ケニア	ジョモ・ケニアック農工大学拡充計画(Ⅲ/Ⅲ期)	2 0. 1 9 '91.7.12	わが国の無償資金協力により設立したジョモ・ケニアック農工大学の施設拡充のための資金の供与。	教育省/ ジョモ・ケニアック農工大学	加技(ジョモ・ケニアック農工大学)及びJOCV隊員の派遣を実施中。
	ウガンダ	マケレレ大学基礎科学教育施設整備計画(Ⅱ/Ⅱ期)	1. 3 9 '91.7.18	東アフリカ唯一の総合大学であるウガンダのマケレレ大学の教育・研究用機材を整備するための資金の供与。	マケレレ大学	研修員2名受け入れ。

地域	国名	案件名	金額 (億円) E/N 締結日	概要	相手国 受入れ機関	技術協力との 連携
大洋州	フィジー	教育病院建設計画 (I/II期)	10.87 '91.7.23.	フィジー及び近隣島嶼国の医師及び医療技術者を養成することを目的としたフィジー医学校及び隣接する病院の施設再開発を行うために必要な中央棟、南棟及び関連施設の建設に必要な資金の供与。	保健省	なし

⑥その他 なし

⑦ノン・フォーマル教育 (全3件)

地域	国名	案件名	金額 (億円) E/N 締結日	概要	相手国 受入れ機関	技術協力との 連携
東アジア	中国	敦煌石窟文化財研究・展示センター建設計画	1.20 '91.7.1.	敦煌遺跡の保護、保存を目的とした保存研究・展示センター建設のための資金の供与。	敦煌研究院	研修員受け入れ
西アジア	モリブ	社会教育基幹施設設立計画 (II/II期)	4.07 '91.8.9	モ国国民の教育水準の向上を目的とした、学校教育のみならず、社会教育活動を実施するために中心となる施設建設に必要な資金の供与。	大統領府/ 公共事業省/ 外務省	JOCV隊員を 2名派遣中。
中南米	ドミニカ共和国	教育番組拡充機材整備計画 (I/II期)	5.27 '91.7.30	ド国のテレビ放送における教員番組作成のための設備・機材整備に必要な資金の供与。	国営放送局	なし

⑧職業訓練、産業技術教育 (全3件)

地域	国名	案件名	金額 (億円) E/N 締結日	概要	相手国 受入れ機関	技術協力との 連携
アフリカ	ナイジェリア	連邦漁業専門学校施設改善計画	13.16 '91.9.2.	大型漁船の導入による漁業資源の開発に必要な人材を育成することを目的とした、漁業専門学校の施設整備を改善するための資金の供与。	科学技術省	なし。
中南米	パラグアイ	電気通信学園拡充計画 (I/II期)	4.28 '91.8.20	アスンシオン市内にある老朽かつ狭隘なパラグアイ電気通信学園をルケ市内に移転するにあたっての、施設建設を行うための資金の供与。	公共事業通信省/ 電気通信公社	加技(電気通信訓練センター)実施中。
	コロンビア	中米域内産業技術育成センター建設計画	13.17 '91.7.8	中米域内の産業技術を育成するための職業訓練センターの施設、機材整備を行うための資金の供与。	教育省/ 技術教育研究センター	加技(中米産業開発人材育成センター)実施中。

(2) 平成3年度小規模無償における教育援助案件一覧

①教育行政 なし

②就学前教育 (全4件)

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
東アジ	中国	銀川市第一幼稚園教育機材整備計画	銀川市第一幼稚園	同園に対する視聴覚機材を整備するために必要な資金供与。	2.6
	マレー	就学前児童教育施設整備計画	兄弟友愛財団	就学前のスリト・パドレのための教育施設に対する、黒板、教科書、施設整備等のための資金供与。	0.5
中南米	ペルー	幼稚園園舎建設計画	ペルー支援の会	リマ市近郊の貧民街の幼児・児童教育のための教育施設建設に必要な資金供与。	5.0
	ホンジュラス	車両購入資金調達計画	幼児促進センター	幼児促進センター(障害幼児教育施設)に在園中の幼児の通園用車両購入のための資金供与。	3.3

③初等・中等一般教育 (全24件)

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
東アジ	中国	永福小学校再建計画	上海市松江県教育局	竜巻による被害で倒壊した永福小学校再建のための資機材購入のための資金供与。	3.5
		仏岡県人材育成計画	広東省仏岡第一中学	仏岡第一中学に対するコンピュータ、視聴覚機材整備のための資金供与。	4.3
		雲南省墨江ハニ族自治県視聴覚教育計画	雲南省教育委員会	雲南省の省・中学校教師の教育訓練に資するための教育機材整備に必要な資金供与。	4.1
	ラオス	ウエン小学校建設計画	ウエン小学校	老朽化の著しいウエン小学校の新校舎建設に必要な資金供与。	5.6
西アジ	インド	セント・トマス中等学校改良計画	セント・トマス中等学校	貧困層の子弟に対して質の高い教育機会を提供しているセント・トマス中等学校の施設整備のための資金供与。	4.8
	パキスタン	住民参加による学校建設計画	アガ・カン財団	イシコマン村に新しく小学校を建設するために必要な資金供与。	4.2
中近東	レバノン	アム・ワダ 孤児学校寄宿舎整備計画	アム・ワダ 孤児学校	アム・ワダ 孤児学校の施設、設備を整備するための資金供与。	4.4

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
ア フ リ カ	アソガ	アソガ第8小学校整備計画	アソガ第8小学校	アソガ第8小学校の施設・教育機材整備のための資金供与。	5.8
	ウガガ	ウガガ周辺小学校施設改善計画	ウガガ-イト・ウガガ	小学校6校を対象とした教室、トイレ、机、備品等の整備に必要な資金の供与。	2.2
	ガナ	ガソソ 中等学校建設計画	ガソソ 中等学校建設実施委員会	大嵐によって破壊されたガソソ 中学校再建に必要な資金給与。	1.0
		ガソソ 村教育施設改修計画	ガソソ地区開発委員会	大嵐によって破壊されたガソソ 村の初等学校、中等学校の施設を整備するために必要な資金供与。	2.0
	ケニア	ケニア中学校給水計画	ケニア中学校	ケニア中学校の給水施設整備のための資金供与。	3.5
	モザンビーク	モザンビーク市初等・中等学校教育機材整備計画	モザンビーク市	小・中学校等への机・椅子・教材等整備のための資金供与。	5.0
	中央アフリカ	ヨウ 高校寄宿舎建設計画	ヨウ 福音高校	ヨウ 高校生徒の寄宿舎を建設するための資金供与。	5.3
	南アフリカ	ヘッス・トランスバル校教育機材供与計画	小学校教育拡充プロジェクト	黒人生徒の教育レベルアップを目指している2小学校に対する机・椅子、図書・視聴覚機器整備のための資金供与。	4.0
		言語教育図書寄贈計画	リード教育財団	識字教育に取り組んでいる同財団がケニア地区の黒人小学校に対し書籍を寄贈するための資金供与。	2.2
中 南 米	エルサルバドル	エルサルバドル 学校教育支援資材調達計画	エルサルバドル 学校	地震によって倒壊したエルサルバドル 学校再建にかかる視聴覚機材、コンピューター等の整備のための資金供与。	4.1
	ニカラガ	マヤ 市ウケウ地区小学校建設計画	マヤ 市	マヤ 市の難民のための小学校建設に必要な資金供与。	2.1
	ホンジュラス	学習図書整備計画	エルサルバドル市内共学学校	エルサルバドル市内共学学校に対する参考図書整備のための資金供与。	0.4
		ビラマド計画	国立教育大学ワソソコ・モヤソ	初等・中等教育の理科教育用実験器具を手作りで制作するための機材整備に必要な資金供与。	1.4

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
中南米	パナマ	パナマ・日本国立学校整備計画	パナマ・日本国立学校	パナマ・日本国立学校に対する、理数科、音楽、視聴覚機材購入のための資金供与。	1.4
		パナマ・エリサド・アキノ小学校施設整備計画	パナマ・エリサド・アキノ小学校	パナマ・エリサド・アキノ小学校増築のための施設・機材整備のための資金供与。	1.4
大洋州	フィジー	離島小学校給食施設建設計画	ナゴボウ、ムボウ小学校	両小学校に対する学校給食施設を建設するための資金供与。	2.8
	西サモア	サモア・カレッジ・スクール 供与計画	サモア・カレッジ	サモア島唯一の中等教育機関であるサモア・カレッジに対する生徒の通学用スクールバス購入のための資金供与。	3.6

④中等技術教育 (全2件)

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
アフリカ	ガーナ	視聴覚教育用機材供与計画	アヘ高等専門学校	アヘ高等専門学校におけるカメラ撮影技術の職業訓練を行うことを目的とした資金供与。	0.7
		野口英世研究所保存計画	医療検査技師養成専門学校	野口博士が使用していた研究室・実験室を復旧し、同校の実験施設を整備するための資金供与。	1.8

⑤高等教育 (全5件)

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
東アジア	インドネシア	北スマタラ大学学生寮深井戸建設計画	国立北スマタラ大学共同組合	北スマタラ大学の学生寮用井戸建設のための資金供与。	4.1
	タイ	バンコク大学L1機材設備増強計画	バンコク大学	バンコクの代表的私立大学であるバンコク大学における語学教育機材整備に必要な資金供与。	6.6
アフリカ	南アフリカ	ウェイトワースト専門大学技術教育機材供与計画	ウェイトワースト専門大学	非白人を対象に高等技術教育を行っているウェイトワースト専門大学に対する教育機材整備のための資金供与。	4.7
中南米	ドミニカ共和国	サント・ドミンゴ・カトリック大学視聴覚機材供与計画	サント・ドミンゴ・カトリック大学	サント・ドミンゴ・カトリック大学に対する視聴覚機材整備のための資金供与。	2.7
大洋州	カモロ諸島	南太平洋大学カモロ諸島分校科学実験器具供与計画	南太平洋大学カモロ諸島分校	同校の理科系コース用各種実験器具を整備するための資金供与。	1.8

⑥その他 (全5件)

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
東アジ	中国	障害児教育用検査機材供与計画	遼寧省特殊教育師範学校	遼寧省特殊教育師範学校に対する聴力障害検査、治療機材整備のための資金供与。	4.6
中南米	コロンビア	聾啞児教育用補聴機材供与計画	国立聾啞協会	聾啞児福祉施設における聾啞者のための特別教育、職業訓練に必要な、教育用補聴機材整備のための資金供与。	2.7
	パラグアイ	エブレイノフ音楽学校整備計画	エブレイノフ音楽学校	エブレイノフ音楽学校に対する音楽教材、楽器、視聴覚機材等整備のための資金供与。	1.1
	ドミニカ共和国	エリテ・対国立初等音楽学校教育機材整備計画	エリテ・対国立初等音楽学校	ド国唯一の国立音楽学校である同校の楽器整備に必要な資金供与。	4.6
大洋州	フィジー	精神薄弱者支援センター供与計画	フィジー精神薄弱者協会	精神薄弱児童の通学に必要なセンター購入のための資金供与。	1.8

⑦ノン・フォーマル教育 (全5件)

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
アフリカ	ガナ	識字教育用電灯整備計画	エフ・エフ・成人識字教育実行委員会	アフリカ村における夜間の青年識字教室に必要な証明装置を整備するための資金供与。	0.4
	象牙海岸	トニカ村農村活性化センター建設整備計画	トニカ村共同組合	トニカ村及びアフリカ村を対とした農村活性化センター建設のための資金供与。	3.9
	南アフリカ	コンピューター教育訓練センター設置計画	オープン・ラーニング・システム教育財団	コンピューター教育の指導ができる指導員育成を目的とした機材整備のための資金供与。	4.6
中南米	コロンビア	青少年育成用テレビ番組制作機材供与計画	大統領府アジ支局	青少年育成のための教育番組作成に必要なテレビカメラ、ビデオ機材等整備のための資金供与。	3.0
	ドミニカ共和国	ドミニカ共和国図書館視聴覚機材供与計画	ドミニカ共和国図書館	ドミニカ共和国図書館に対する視聴覚機材整備のための資金供与。	0.7

⑧職業訓練、産業技術教育 (全14件)

地域	国名	案件名	被供与団体	概要	金額(百万円)
東 ア ジ ア	フィリピン	ストリート・チルドレン 生計向上訓練計画	カリス・マニラ	ストリート・チルドレン とその母親に対する生計向上のための技術訓練に必要な資機材供与及び学校教育の補習に必要な黒板、教科書等整備のための資金供与。	1.3
		ベラワン地区ストリート・チルドレン・プロジェクト	総合社会福祉強化センター財団	ストリート・チルドレン と母親の生計向上のための技術訓練に必要な機材整備のための資金の供与。	1.0
		ストリート・チルドレン 収容施設拡充計画	児童救済財団	ストリート・チルドレン 収容施設における技訓練のための施設拡充、資機材整備のための資金供与。	1.0
		ストリート・チルドレン等宿泊訓練施設整備計画	教育研究開発支援財団	マニラ市のストリート・チルドレン の宿泊訓練施設に対する施設整備、図書購入のための資金供与。	1.0
		地域草の根経済向上・開発計画	カトウツヤ 財団	カトウ市の貧困家庭の女性の職業訓練を行うため、紡績・縫製センターを設立するための資金供与。	2.7
	スラム	スラム 青少年センター車両供与計画	スラム児童財団	スラム 地区の青少年の社会教育・職業教育を実施しているラトブジ青少年センターに対する巡回指導用車両整備のための資金供与。	2.4
	マレーシア	精神障害者職業訓練計画	カ州精神障害者職業訓練学校	障害者の自立促進のための職業訓練用機材整備を目的とした資金供与。	2.0
	カンボジア	自動車整備技術者養成計画	日本国際ボランティアセンター	自動車整備技術者養成のための技術学校に対する教科書、機材等の整備に必要な資金供与。	4.9
西 ア ジ ア	スラバヤ	スラバヤ 青少年開発プログラム	スラバヤ	全国のスラバヤセンター における青少年のための職業訓練用機材整備に必要な資金供与。	3.2
		身体障害者雇用対策計画	シドワリ 身障者福祉協会	身体障害者の自立のための職業訓練用機材整備に必要な資金供与。	1.3
	バンガダッシュ	ターマツカ孤児院職業訓練学校機材整備計画	ターマツカ孤児院	孤児たちのための職業訓練用機材・設備整備のための資金供与。	3.5
中 近 東	イラン	サア 障害者社会復帰計画 開発ホームマイクロバス・木工機材供与計画	サア 障害者社会復帰計画ホーム	ホーム で社会復帰を目指している生徒のための通学用のマイクロバス、職業訓練用の木工機械の供与。	4.1
ア フ リ カ	南アフリカ	成人教育センター教育機材供与計画	聖アソニー 成人教育センター	非白人を対象とした職業訓練を行っている聖アソニー 成人教育センターに対する商業訓練、裁縫訓練のための資機材、図書整備のための資金供与。	2.1
中 南 米	ホンデュラス	大工・指物工具の整備計画	ウニオン・デ・オリエン工業学校	地域青少年の職業訓練を行っているウニオン・デ・オリエン工業学校に対する職業教育用機材整備のための資金供与。	1.6

(3) 平成3年度文化無償における教育援助案件一覧

①教育行政 (全2件)

地域	国名	案件名	金額 (百万円)
ｱﾌﾘｶ	セネガル	国立教育開発研究所に対する印刷機材	46
中南 米	ウルグアイ	全国教育委員会に対する印刷機材	46

②就学前教育 なし

③初等・中等一般教育 (全1件)

地域	国名	案件名	金額 (百万円)
東 ｱｼﾞｱ	フィリピン	科学高校に対する実験研究機材	48

④中等技術教育 なし

⑤高等教育 (全8件)

地域	国名	案件名	金額 (千円)
東 ｱｼﾞｱ	インドネシア	国立ガジャマダ大学に対するLL機材	40
	中国	北京師範大学に対する語学教育用視聴覚機材	49
	マレーシア	マレーシア国民大学に対する視聴覚機材	41
西 ｱｼﾞｱ	インド	ジャワハルラル・ネルー大学に対する日本語教材制作機材	45
中近 東	ジョルダン	ジョルダン大学語学センターに対するLL機材及び視聴覚機材	45
ｱﾌﾘｶ	象牙海岸	国立大学に対する視聴覚機材	50
中 南 米	ｱﾙゼﾞﾃﾞﾝ	国立高等語学教育学院に対するLL・ビデオ作成機材	44
	チリ	国立サンティアゴ大学付属プラネタリウムに対する視聴覚機材	44

⑥その他 (全1件)

地域	国名	案件名	金額 (千円)
中南 米	エクアドル	キト及びグアヤアキル国立音楽学校に対する楽器	48

⑦ノン・フォーマル教育 (全20件)

地域	国名	案 件 名	金 額 (千円)
東 ア ジ ア	インドネシア	国営テレビ局に対する教育・文化番組用機材	42
	タイ	教育省に対する文化財保存研究機材	49
	マレーシア	トレンガヌ州博物館に対する視聴覚車	47
西 ア ジ ア	ネパール	カトマンズ市公会堂に対する劇場・音響・照明機材	38
	パキスタン	スワット考古学博物館に対する文化財保存・展示機材	46
	バングラデシュ	バングラデシュに対する教育・文化テレビ機材	47
	ブータン	国立図書館に対する燻蒸機材	46
中 近 東	イエメン	サナア文化センターに対する視聴覚機材	41
	シリア	ダマスカス市文化宮殿に対する視聴覚機材	46
ア フ リ カ	ガボン	ガボン・ラジオ/テレビ第1放送局に対する社会教育文化番組	41
	ジンバブエ	国立考古局に対する文化遺産保存機材	43
中 南 米	アルゼンチン	ブエノスアイレス市立プラネタリウムに対する視聴覚機材	48
	エルサルバドル	国営教育・文化テレビ局に対するビデオ番組制作機材	50
	チリ	国立図書館に対するマイクロ・フィルム機材	35
	ドミニカ共和国	コロンブス記念灯台博物館に対する歴史教育機材	47
中 南 米	パラグアイ	国営ラジオ放送局に対する文化番組制作教材	48
	ペルー	国立博物館に対する視聴覚機材	44
	ボリビア	サンタクルス文化会館に対するビデオ及び照明機材	50
大洋 州	フィジー	スヴァ市新市民会館に対する音響・照明機材	46
東欧	ブルガリア	国営第2テレビに対する文化・教育番組制作機材	48

⑧職業訓練、産業技術教育 なし

(4) 平成3年度プロジェクト方式技術協力における教育援助案件一覧

- ①教育行政 なし
- ②就学前教育 なし
- ③初等・中等一般教育 なし
- ④中等技術教育 (全4件)

地域	国名	案件名	協力期間	概要	相手国 受入れ機関	資金協力との 連携
中近東	ブルネイ	ブーイスマイル 高等海運学校	90.3.31～ 94.3.30	ア国の交通運輸における海運部門の役割の重要性に鑑み設立されたブ校の整備・拡充並びに教育内容の充実・教官のレベルアップを促進するための協力。	ブーイスマイル 高等海運学校	なし
	サウジアラビア	リヤド 電子技術学院	74.6.12～ 93.6.12	サ国の電子分野における中堅技術者養成のための、中卒者を対象とした3年教育の電子技術学院への協力。	技術教育 職業訓練庁	なし
アフリカ	ナイジェリア	NYS技術学院	88.1.1～ 94.12.31	同学院の電気、電子、機械、建設機械整備及び自動車整備の5分野における中堅技術者の養成訓練のための協力。	国家青年奉仕隊	無償： 85、86年度/ 28.49億円
中南米	アルゼンチン	情報処理研修センター	91.12.13～ 96.12.12	ラテンアメリカ情報処理高等専門学校内に設立された情報処理研修センターにおいて、ソフトウェア技術者養成を行うための協力。	情報処理開発局	なし

⑤高等教育 (全20件)

地域	国名	案件名	協力期間	概要	相手国 受入れ機関	資金協力との 連携
東アジア	中国	中日医学教育センター	89.11.18～ 94.11.17	中国医科大学内に設置された中日医学教育センターにおいて、日本語による医学教育のための人材養成への協力。	衛生部/ 中国医科大学	なし
	インドネシア	スラバヤ電子工科大学 ポリテクニク	87.4.1～ 92.3.31 (7月10-777: 92.4.1～ 94.3.31)	エレクトロニクス分野の中堅・高級技術者養成のため、スラバヤ工科大学に付属するポリテクニク校に設置された、高卒者を対象とする電子工学科・通信工学科における協力。	教育文化省	無償： 86年度/ 18.9億円
		高等教育開発計画	90.4.12～ 95.4.11	イ国の地方開発政策の一環としてスマトラ及びカリマンタン地域の11大学の工学部の教官の資質向上、大学運営管理等を旨とした協力。	教育文化省高等 教育総局/ボゴ 工科大学他	無償： 90～91年度 /14.6億円 円借款センター あり
		ボゴール農科大学 大学院	88.4.1～ 93.3.31	イ国高等農業教育の最重要拠点であるボゴール農科大学の農業工学部大学院農業工学科に対し、教官の資質向上、共同研究の拡充等を旨とした協力。	教育文化省/ ボゴール農科大学 農業工学部 大学院	無償： 85年度/23.4億 円

地域	国名	案 件 名	協 力 期 間	概 要	相手国 受入れ機関	資金協力との 連携
東 ア ジ ア	マレーシア	マレーシア 農科大学の 行方研究- 学科拡充	90. 6. 1～ 95. 5. 31	マレーシア農科大学バイオテクノロジー分野における唯一の大学レベルの教育研究機関であるマレーシア農科大学への協力。	マレーシア 農科 大学	なし
	タイ	タイ 王工科大学 の拡充	88. 4. 1～ 93. 3. 31	61年以來協力を続けてきた同大学は（協力当初は電気通信訓練センター、現在は国立大学に昇格）、夕国の経済・社会開発計画において極めて大きな役割を持っているため、同大学の教育・研究活動の一層のレベルアップを図るための協力。	大学省/ タイ 王工科 大学	無償： 75年度／9.5億 円、86年度/ 38億円
	タイ	タイ 大学研究協 力（フェーズII）	87. 4. 16～ 92. 4. 15 (フェーズI: 92. 4. 16～ 94. 4. 15)	夕国農業教育の最高機関であるカセサート大学の研究能力の強化・充実のための協力。	大学庁	無償： 79年度／13億円 80年度／23億円 81年度／5億円
西 ア ジ ア	インドネシア	農業大学院計画 （フェーズII）	90. 7. 4 ～ 95. 7. 3	パ国の農業技術全般の向上を図るための、農業大学院における教育・研究に対する協力。	農業省（教育 プログラムにつ いては教育省が 管理）	無償： 85、86 年度/ 25億円
	インド	医学教育	89. 6. 20～ 94. 6. 19	80年より行ってきたトリプバン大学医学部への協力を引き続いた同医学部における基礎医学教育、研究にかかる能力を強化するための協力。	教育省/国立 トリプバン 大 学	無償： 81年度／12.5億 円、82年度/ 18.5億円
	インド	看護教育	87. 7. 1～ 90. 6. 30 (フェーズI: 90. 7. 1～ 92. 6. 30)	パ国において絶対的に不足している看護婦を養成するため、87年に開校した看護大学における看護教育への協力。	看護大学	なし
中 近 東	イスラエル	イスラエル 科学技術大学	89. 11. 1～ 94. 10. 31	ア国における科学技術分野の技術者養成を目的とした、オラン科学技術大学の研究活動への協力。	イスラエル 科学技術 大学/高等教 育省	なし
ア フ リ カ	ガーナ	野口記念医学 研究所	91. 10. 1～ 96. 9. 30	68年から開始したガーナ大学医学部への協力を引き続き、86年から同大学の附属機関として設置された野口記念医学研究所への協力を行っており、その第2フェーズとしての医学研究協力。	ガーナ 大学野口 記念医学研究 所	無償： 77、78 年度／20 億円、83年度/ 0.8億円
	ケニア	ケニア 農工 大学（学士課程）	90. 4. 19～ 95. 4. 18	80年から協力を続けてきたジョモ・ケニヤッタ農工大学は、88年に大学に昇格したため、同大学の農学部3学科、工学部4学科に対する学士課程への協力。	教育省	無償： 78～80年度／48 億円、83年度/ 8億円、89～91 年度／35億円

地域	国名	案 件 名	協 力 期 間	概 要	相手国 受入れ機関	資金協力との 連携
ア フ リ カ	ザンビア	感染症	89. 4. 1～ 94. 3. 31	80年から協力を続けてきたザンビア大学医学部プロジェクトに引き続き、同大学医学部及び大学病院の人材養成を通じた感染症対策への協力。	保健省／ザンビア大学医学部	無償： 81～82年度／23 億円
		ザンビア大学獣医学部 技術協力	92. 7. 22～ 97. 7. 21	85年から協力を続けてきたザンビア大学獣医学部への協力を引き続き、基礎獣医学講座及び家畜疾病予防学講座を中心にした教育・研究・普及への協力。	高等教育省	無償： 83～84年度／39 億円
中 南 米	アルゼンチン	ラ・プラタ 大学獣 医学部研究	89. 3. 1～ 94. 2. 28	85年からラ・プラタ大学獣医学部に専門家を派遣して協力を行ってきたが、それに引き続いた同大学における獣医学研究者の養成への協力。	ラ・プラタ 大学 獣医学部	なし
	ブラジル	ペルナンブコ大学 免疫病理学センター	84. 5. 25～ 91. 5. 24 (フクロノツブ： 91. 5. 25～ 92. 5. 24)	ブ国において特に保健医療体制が立ち後れている東北部にあるペルナンブコ大学の免疫病理学センターを拠点とした熱帯病の研究・対策への協力。	ペルナンブコ大学免疫 病理学センター	なし
		カピヴァス大学消化器 病診断研究センター	90. 7. 6～ 95. 7. 5	カンピーナス大学構内に設置された消化器病診断センターを拠点とした診断・治療技術への協力。	カピヴァス州立大学	なし
	コロンビア	コロンビア 大学 鍼床学研究センター	89. 10. 1～ 94. 9. 30	チ国における資源開発を促進するため、コンセプション大学に設置されている鍼床学研究センターへの鍼床学に関する協力。	教育省／コロンビア 大学	なし
ホンデュラス	看護教育強化	90. 9. 1～ 95. 8. 31	ホン国における看護婦不足・質の向上を図るため国立自治大学看護学部における看護婦養成への協力。	厚生省／ホンデュラス 国立自治大学	なし	

⑥その他 なし

⑦ノン・フォーマル教育 (全1件)

地域	国名	案 件 名	協 力 期 間	概 要	相手国 受入れ機関	資金協力との 連携
中 南 米	チリ	教育テレビ	88. 7. 1～ 91. 6. 30	77年にチリ・カトリック大学が設立した教育テレビ制作機関に対する教育テレビ番組制作の技術等の協力。	カトリック大学	なし

⑧職業訓練、産業技術教育（全13件）

地域	国名	案 件 名	協 力 期 間	概 要	相手国 受入れ機関	資金協力との 連携
東 ア ジ ア	中国	鉄道管理学院コピュ ターシステム 向上	87. 7. 1～ 91. 6. 30	中国における鉄道運営能力を高め るため、北方交通大学内に鉄道管 理学院を設置し、鉄道部の管理技 術者等に対する鉄道システム分野 への協力。	鉄道管理学院	なし
	インドネシア	ラジオ・テレビ 放送訓練 センター	83. 10. 21～ 92. 10. 20	イ国におけるラジオ・テレビ放送 を充実させるため、放送要員を養 成する同センター（短大に相当） への協力。	情報省/マカティ 7トレーニングセンター	無償： 86年度/18億 円
	韓国	企業技術訓練院	86. 4. 18～ 91. 4. 17 (フォローアップ： 91. 4. 18～ 92. 4. 17)	韓国の中小企業に不足している中 堅技術者の養成のため、企業技術 訓練院における在職者訓練等への 協力。	企業技術訓練院	なし
	フィリピン	国立航海技術 訓練所	85. 6. 13～ 91. 12. 21 (フォローアップ： 91. 12. 22～ 93. 12. 21)	フィ国における船員訓練のレベル を向上させるため、同訓練所で学 ぶ訓練生への協力。	労働雇用省	無償： 84年度/37億円
	シンガポール	日本・シンガポールAI センター	90. 4. 1～ 95. 3. 31	シン国における情報技術分野の人材 を育成するために設立された同セ ンターへのAI技術を中心とした 協力。	大蔵省国家コピュ ーター庁	なし
	タイ	カボ 職業訓練センター	88. 10. 1～ 93. 9. 30	東北タイの青少年を対象とした職 業訓練による技能労働者の育成の ための同センターへの協力。	内務省	無償： 87年度/23億円
中 近 東	モロッコ	漁業訓練	87. 1. 19～ 93. 9. 30	モ国士官級乗組員の養成のために 設立された上級漁業訓練学校への 協力。	漁業海運省	水産無償： 86年度/6.4億 円
	トルコ	ツツラ 職業技術 訓練高校	87. 10. 1～ 92. 9. 30	ト国における電気・電子分野の人材 育成のため、ツツラ職業訓練高校 への職業訓練指導等の協力。	ツツラ職業訓練高校	なし
ア フリ カ	セネガル	職業訓練センター	84. 2. 4～ 91. 3. 31 (フォローアップ： 91. 4. 1～ 93. 3. 31)	セ国の軽工業振興のための電子、 電気、機械分野の職業訓練を行う 同センターへの協力。	労働・職業 訓練省	無償： 82年度/18.4億 円
	ザンビア	職業訓練拡充	87. 5. 27～	セ国の人材育成のため、自動車整 備、ラジオ・テレビ修理等6分野 にわたる職業訓練への協力。	技術教育・職 業訓練省	無償： 87年度/7.5億 円

地域	国名	案 件 名	協 力 期 間	概 要	相手国 受入れ機関	資金協力との 連携
中 南 米	ブラジル	SENAI/SP製造 オートメーションセンター	90. 6. 28～ 95. 6. 27	ブラジル工業部門の技術者養成のためにSENAI（全国工業職業訓練機関）によって設立された職業訓練校への協力。	全国工業職業 訓練機関	なし
	ペルー	パイタ 漁業訓練 センター	88. 8. 25～ 93. 8. 24	ペルーの沿岸漁業振興のため、漁具漁法、航海運用等の技術指導を漁民に対して行うための漁業訓練センターへの協力。	パイタ 漁業訓練 センター	なし
	パラグアイ	電気通信訓練セン ター	90. 8. 1～ 94. 7. 31	パラグアイにおける電気通信分野の保守運用技術を高めることを目的とした、電気通信訓練センターへの協力。	電気通信訓練 センター	なし

(5) O E C F の教育セクターへの借款 (1992年10月14日現在)

国名	案件名	L/A締結	承諾額 (億円)	案件概要
インドネシア	教育資機材事業	1977.11	28.00	国立大学5校の修士コースに対して実験機材を供与する。
	教育研究施設拡充事業 II	1985.12	50.10	重点国立大学10校に対し教育研究機材を供与。
	科学技術振興プログラム	1988.10	60.70	科学技術者の海外修学に係わる費用、国内での語学研修費、その他コンサルティング・サービス費用供与。世銀案件の2次口。
	ボゴール農業大学拡充事業	1989.12	69.50	水産学部、畜産学部、と大学事務局に対して教育機材を供与。大 学校舎建設。教員の留学奨学金の支給、及び外国人教員の招聘。
	高等人材開発事業	1990.12	124.40	公務員、大学教員、及び技術系教員研修プログラム支援。語学研 修センター建設。世銀との協調融資。
	環境研究センター拡充事業	1991.09	11.00	国内各地の大学に設置された12のセンターに対して教育研究機材 設備を供与。研究者の海外研修プログラム支援。世銀との協調融 資。
	シヤクワラ大学整備拡充事業	1991.09	2.10	シヤクワラ大学工、農、理学部の校舎建設。3学部の開発計画、 及び留学計画に係わるコンサルティング・サービス。
	バンドン工科大学整備拡充事業	1992.10	16.09	教育研究機材の供与。教育棟建設。同大学開発計画に係わるコン サルティング・サービス。
	教育施設拡充事業	1980.06	100.00	医科大学、及び付属病院に対する教育研究実習機材の供与。ソウ ル工科大学に対する教育研究機材の供与。
	教育施設 (基礎科学分野) 拡充事業	1981.02	60.00	大学25校に対する教育研究用実験機材の供与。
韓国	国立保健院安全性研究センター事業	1984.04	24.00	国立保健院に対する研究機材及び研究センター設備供与。
	農業水産試験研究設備近代化事業	1984.08	33.00	各地の農業漁業研究所に対する研究実験機材の供与。

韓国	化学研究用及び計量標準研究用 資機材補強事業	1985.12	27.0	韓国化学研究所及び韓国標準研究所に研究用機材を供与。
	総合海洋調査船建造事業	1985.12	41.0	海洋調査船調達及び関連調査研究機材の供与。基本設計、施工管理に係わるコンサルティング・サービス。
	教育施設拡充事業	1985.12	152.00	工学系大学院及び医・歯科大学（含、付属病院）に対して設備、機器を供与する。
	教育施設拡充事業 II	1987.08	129.10	医、工、薬、農学系大学に対する教育研究機材の供与。身体障害者の教育施設、天文学センター機材供与。
	教育施設拡充事業 III	1988.06	59.20	理工学系大学院、専門大学、開放大学、家政系大学、及び教育放送機関に対して教育研究、機材を供与。
	私立大学付属病院施設拡充事業	1988.06	56.20	大学付属病院5施設に対する医療機材の供与。
	研究所施設拡充事業	1988.06	26.80	4国立研究所に対し生物工学、通信、及び化学研究開発機材の供与。
	水産・商船学校練習船装備拡充事業	1990.10	21.60	国立水産学校5校及び国立商船学校2校に対して練習船用の航海用機材、エンジンの、及び電子機器を供与。
	情報教育全国普及事業	1980.06	11.00	社会情報普及の為にビデオ制作編集機材供与。
	初等教育事業	1991.07	200.20	初等教育施設を供給し、基礎教育の強化拡充を図る。
タイ	教育機器拡充事業	1984.09	16.60	初等教育に対する機材の供与。職業訓練校のコンピューター機材の供与。
ジョルダン	教育セクター借款	1990.05	103.80	世銀、イギリスとの協調融資による教育機材の供与。学校建設、教員の訓練、カリキュラム・教科書の見直しに係る経費の手当て。
マレーシア	高等教育借款事業	1992.05	54.93	技術者の留学プログラム支援、及びプログラムに係わるコンサルティング・サービス。

*OECDの教育セクターの範疇は当研究会のものとは異なるため、研究を目的とした案件も含まれている。

IV - 4. 教育の主要指標

本節では、主要な国際機関が取りまとめている指標の中から、下記の指標を抜粋して紹介する。（なお、出典は、各ページを参照。）

1. 地域別教育指標：
（成人識字率、人口1000人あたりのラジオ・テレビ受信機台数、男女別小学校就学率、初等教育における最終学年到達率、男女別中学校総就学率）
2. 国別教育基礎指標：
（男女別成人識字率、男女別平均就学年数、科学者・技術者数及び研究開発のための科学者・技術者数、高等教育卒業率、理科系卒業率）
3. 未就学生徒数と非識字者数（国別）：
（初・中等学校に就学していない子供の数、成人非識字者数、女性の非識字者数）
4. 成人識字率と初・中等学校就学率（国別）：
（成人識字率、初・中等学校就学率）
5. 進学状況（国別）：
（初等教育第1学年入学者率、初等教育就学率、初等教育留年率、初等教育レベル終了率、中等教育進学率、初等教育終了後引き続き中等教育へ進学する者の割合、中等教育就学率、中等教育留年率、高等教育就学率）
6. 教育レベル別就学率と教育財政（国別）：
（初等教育での生徒／教師割合、中等技術教育就学率、高等科学教育就学率、高等教育留学者率、政府支出における教育支出割合、初・中等教育支出割合、高等教育支出割合）
7. 教員の給与（国別）：
（教育支出における教員給与支出割合）
8. 教育年数（国別）：
（義務教育及び初等教育終了年数）
9. 女性の就学状況（国別）：
（女性の初等・中等・高等就学率、女性の高等教育理科系就学率）
10. 女子教員割合（国別）：
（義務教育及び初等教育における女子教員割合）
11. 初等学校数（国別）：
（初等学校数）

1. 地域別教育指標

	成人の識字率 (%)				人口1000人当たりの受信機台数				小学校就学率 (%)				小学校の第1学年に入学したものが最終学年に在学する率 (%)				中学校総就学率 (%)	
	1970		1990		1989		1986-90		1986-90		1983		1986-90		1986-90			
	男	女	男	女	ラジオ	テレビ	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
後発途上国	36	18	58	36	93	8	44	23	74	57	54	44	21	12	21	12		
発展途上国	53	33	75	55	174	51	75	49	108	92	87	82	47	35	47	35		
先進工業国	98	96	1029	482	106	105	103	103	97	98	91	93	91	93		
サハラ以南のアフリカ	34	17	64	44	145	22	49	28	75	60	53	45	21	13	21	13		
中東と北アフリカ	47	19	70	46	237	106	72	41	103	86	81	70	61	43	61	43		
南アジア	44	19	59	32	76	23	74	36	99	72	52	27	47	27		
東アジアと太平洋諸国	76	56	85	66	196	40	87	69	130	120	77	51	51	42		
ラテンアメリカとカリブ海諸国	76	69	87	83	335	156	91	86	108	107	83	79	47	46	46	51		

出典：UNICEF, THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 1993

2. 国別教育基礎指標

HDI ランク	成人識字率 (15才以上)				識字率 (15-19才)	平均就学年数 (25才以上)			科学者・ 技術者数 (千人中)	研究開発 のための 科学者・ 技術者数 (一万人中)		高等教育 卒業率 (年齢グループ中)	理科系 卒業率 (全卒業者中)	
	全体	男性	女性	1990		1990	1990	1985-90		1986-89	1987-90			1988-90
	1990	1990	1990	1990		1990	1990	1985-90		1986-89	1987-90			1988-90
High human development	91	93	91	97	6.6	7.1	6.1	49.8	9.4	2.9	32			
20 Barbados	8.9	9.2	8.6	11.6	11			
24 Hong Kong	7.0	8.6	5.4	41.0	..	6.7	39			
27 Cyprus	7.0	7.6	6.5	61.1	2.0	..	21			
30 Uruguay	96	97	96	99	7.8	7.4	8.2	44			
31 Trinidad and Tobago	8.0	8.0	8.1	..	4.5	1.2	33			
32 Bahamas	6.2	6.4	6.0	33			
33 Korea, Rep. of	96	99	94	100	8.8	11.0	6.7	47.3	22.0	..	29			
36 Chile	93	94	93	98	7.5	7.8	7.2	..	5.9	3.1	27			
42 Costa Rica	93	93	93	97	5.7	5.8	5.6	2.7	20			
43 Singapore	3.9	4.7	3.1	23.6	18.7	5.8	53			
44 Borneo Darussalam	5.0	5.5	4.5	27.0	6.3	..	0			
46 Argentina	95	96	95	97	8.7	8.5	8.9	29.1	5.4	..	32			
50 Venezuela	88	87	90	97	6.3	6.4	6.2	95.3	4.4	2.7	32			
51 Dominica	4.7	4.9	4.5	33			
52 Kuwait	73	77	67	82	5.4	6.0	4.7	64.4	12.7	4.2	18			
53 Mexico	88	90	85	96	4.7	4.8	4.6	..	6.1	2.5	32			
55 Qatar	5.6	5.8	5.4	26.6	9.3	4.3	13			
Medium human development	76	84	67	93	4.8	5.8	3.8	10.8	..	1.2	31			
Excluding China	79	85	74	93	4.8	5.4	4.2	15.2	..	2.4	26			
56 Mauritius	4.1	4.8	3.3	16.2	3.4	0.7	26			
57 Malaysia	78	87	70	94	5.3	5.6	5.0	..	4.0	1.4	28			
58 Bahrain	77	82	69	93	3.9	4.7	3.2	43.3	..	2.3	52			
59 Grenada	4.7	4.9	4.5	26			
60 Antigua and Barbuda	4.6	5.1	4.1	24			
61 Colombia	87	88	86	94	7.1	6.9	7.3	..	0.8	2.6	28			
63 Seychelles	4.6	4.8	4.4	..	3.8			
65 Suriname	95	95	95	..	4.2	4.3	4.0	3			
67 United Arab Emirates	5.1	5.1	5.2	1.7	12			
68 Panama	88	88	88	95	6.7	6.5	6.9	8.0	..	2.3	42			
69 Jamaica	98	98	99	100	5.3	5.3	5.2	6.2	0.1	2.0	19			
70 Brazil	81	83	80	92	3.9	4.0	3.8	29.5	..	2.5	19			
71 Fiji	5.1	5.6	4.6	13.0	1.8	1.1	22			
72 Saint Lucia	3.9	4.0	3.8	..	10.4	..	0			
73 Turkey	81	90	71	91	3.5	4.7	2.3	27.5	3.7	2.1	36			
74 Thailand	93	95	91	99	3.8	4.3	3.3	1.2	1.6	5.0	18			
75 Cuba	94	95	93	100	7.6	7.5	7.7	..	19.8	3.8	26			
76 Saint Vincent	4.6	4.7	4.5	37			
79 Saint Kitts and Nevis	6.0	6.1	5.9	0			
81 Syrian Arab Rep.	65	82	4.2	5.2	3.1	3.6	..	4.0	33			
82 Belize	4.6	4.8	4.4			
84 Saudi Arabia	62	73	48	..	3.7	5.9	1.5	2.5	14			
85 South Africa	3.9	4.1	3.7			
86 Sri Lanka	88	93	84	96	6.9	7.7	6.1	..	2.2	1.4	12			
87 Libyan Arab Jamahiriya	64	75	50	89	3.4	5.5	1.3	11.6			
89 Ecuador	86	88	84	95	5.6	5.8	5.3	9.1	..	2.3	..			
90 Paraguay	90	92	88	96	4.9	5.2	4.6	31			
91 Korea, Dem. Rep. of	6.0	7.4	4.6			
92 Philippines	90	90	90	96	7.4	7.8	7.0	..	1.3	6.7	30			
93 Tunisia	65	74	56	95	2.1	3.0	1.2	1.4	..	0.9	36			
94 Oman	0.9	1.4	0.3	6.6	24			
95 Peru	85	92	79	96	6.4	7.1	5.7	21.2	38			
96 Iraq	60	70	49	85	4.8	5.7	3.9	3.6	20			
97 Dominican Rep.	83	85	89	94	4.3	4.6	4.0			
98 Samoa	5.7	6.4	5.0			
99 Jordan	80	89	70	97	5.0	6.0	4.0	..	1.3	5.6	25			
100 Mongolia	7.0	7.2	6.0	0.9	44			
101 China	73	84	62	93	4.8	6.0	3.6	8.5	..	0.5	43			
102 Lebanon	80	88	73	..	4.4	5.3	3.5	2.9	24			
103 Iran, Islamic Rep. of	54	65	43	79	3.9	4.6	3.1	8.5	1.1	0.9	61			
104 Botswana	74	84	65	..	2.4	2.5	2.4	1.2	..	0.6	3			
105 Guyana	96	98	95	100	5.1	5.4	4.9	2.3	3.5	1.1	19			
106 Vanuatu	3.7	4.3	3.1	30			
107 Algeria	57	70	46	88	2.6	4.4	0.8	2.2	42			
108 Indonesia	82	88	75	95	3.9	5.0	2.9	10.1	..	0.6	11			
109 Gabon	61	74	49	..	2.6	3.9	1.3	0.8	20			
110 El Salvador	73	76	70	88	4.1	4.1	4.1	1.4	3.4	1.7	9			
111 Nicaragua	4.3	4.1	4.6	..	2.9	0.9	37			

2. (続き)

HDI ランク	成人識字率 (15才以上)			識字率 (15-19才)	平均就学年数 (25才以上)			科学者・ 技術者数 (千人中) 1986-90	研究開発 のための 科学者・ 技術者数 (一万人中) 1986-89	高等教育 卒業率割合 (年齢グループ中) 1987-90	理科系 卒業率割合 (全卒業者中) 1988-90
	全体	男性	女性		全体	男性	女性				
	1990	1990	1990		1990	1990	1990				
Low human development Excluding China	49	63	39	66	2.3	3.3	1.3	2.9	2.4	0.6	..
112 Maldives	4.5	5.1	3.9	38
113 Guatemala	55	63	47	67	4.1	4.4	3.8	1.4	2.1
114 Cape Verde	67	2.2	3.2	1.3
115 Viet Nam	88	92	83	93	4.6	5.8	3.4
116 Honduras	73	76	71	90	3.9	4.0	3.7	1.9	..	0.5	36
117 Swaziland	3.7	4.0	3.3	0.7	16
118 Solomon Islands	1.0	1.2	0.8
119 Morocco	50	61	38	80	2.8	4.1	1.5	1.1	2.7
120 Lesotho	3.4	2.7	4.0	0.7	5
121 Zimbabwe	67	74	60	81	2.9	4.2	1.7	0.5	12
122 Bolivia	78	85	71	94	4.0	5.0	3.0
123 Myanmar	81	89	72	90	2.5	3.0	2.1
124 Egypt	48	63	34	65	2.8	3.9	1.6	..	6.0	3.8	19
125 São Tomé and Príncipe	2.3	3.3	1.3	33
126 Congo	57	70	44	..	2.1	3.1	1.1	..	12.4	1.2	20
127 Kenya	69	2.3	3.2	1.3	1.4	..	0.2	24
128 Madagascar	80	88	73	..	2.2	2.6	1.7	..	1.1	0.4	32
129 Papua New Guinea	52	65	38	..	0.9	1.2	0.6	3.2	..	0.6	23
130 Zambia	73	81	65	90	2.7	3.7	1.7	4.4	..	0.2	10
131 Ghana	60	70	51	88	3.5	4.8	2.2	1.5	23
132 Pakistan	35	47	21	50	1.9	3.0	0.7	4.1	1.5
133 Cameroon	54	67	43	77	1.6	2.5	0.8	0.3	..
134 India	48	62	34	66	2.4	3.5	1.2	3.6	2.5	..	20
135 Namibia	1.7	1.7	1.7
136 Côte d'Ivoire	54	67	40	..	1.9	2.9	0.9
137 Haiti	53	59	47	..	1.7	2.0	1.3	4.9	..	0.2	..
138 Tanzania, U. Rep. of	2.0	2.8	1.3	0.1	20
139 Comoros	1.0	1.2	0.8
140 Zaire	72	84	61	91	1.6	2.4	0.8	0.2	27
141 Lao People's Dem. Rep.	2.9	3.6	2.1	0.5	17
142 Nigeria	51	62	40	78	1.2	1.8	0.5	0.9	0.7	0.3	23
143 Yemen	39	53	27	..	0.8	1.3	0.2	0.2	..	0.2	3
144 Liberia	40	50	29	67	2.0	3.2	0.8	0.3	17
145 Togo	43	56	31	63	1.6	2.4	0.8	0.2	18
146 Uganda	48	62	35	..	1.1	1.6	0.6	0.1	26
147 Bangladesh	35	47	22	46	2.0	3.1	0.9	0.5	..	0.6	16
148 Cambodia	35	48	22	..	2.0	2.3	1.7
149 Rwanda	50	64	37	65	1.1	1.6	0.5	0.2	0.2	0.1	25
150 Senegal	38	52	25	..	0.8	1.3	0.4	1.0	22
151 Ethiopia	1.1	1.5	0.7	0.2	24
152 Nepal	26	38	13	39	2.1	3.2	1.0	0.6	..	0.3	13
153 Malawi	1.7	2.4	1.1	0.1	23
154 Burundi	50	61	40	80	0.3	0.5	0.2	..	0.6	0.2	31
155 Equatorial Guinea	50	0.8	1.3	0.3
156 Central African Rep.	38	52	25	..	1.1	1.6	0.5	..	2.2	0.4	16
157 Mozambique	33	45	21	53	1.6	2.1	1.2	0.0	21
158 Sudan	27	43	12	37	0.8	1.1	0.5	0.4	..	0.4	3
159 Bhutan	38	0.2	0.3	0.1	0.1	..
160 Angola	42	56	29	..	1.5	2.0	1.0	45
161 Mauritania	34	47	21	..	0.3	0.5	0.1
162 Benin	23	32	16	41	0.7	1.1	0.3	..	2.3	..	19
163 Djibouti	0.3	0.5	0.2	0.1	4
164 Guinea-Bissau	37	50	24	..	0.3	0.5	0.1
165 Chad	30	42	18	..	0.2	0.3	0.1	0.1	11
166 Somalia	24	36	14	..	0.2	0.3	0.1	13
167 Gambia	27	39	16	..	0.6	0.9	0.2
168 Mali	32	41	24	67	0.3	0.5	0.1	0.2	9
169 Niger	28	20	17	..	0.1	0.2	0.1	0.2	4
170 Burkina Faso	18	28	9	33	0.1	0.1	0.1	0.3	28
171 Afghanistan	29	44	14	51	0.8	1.4	0.2	0.2	32
172 Sierra Leone	21	31	11	..	0.9	1.4	0.4
173 Guinea	24	35	13	..	0.8	1.3	0.3	..	4.2	0.3	62
全途上国	65	75	55	82	3.7	4.6	2.7	8.9	3.2	1.2	29
LDC	45	56	33	59	1.6	2.3	0.9	0.3	18
サブサハラ・アフリカ	47	58	36	..	1.6	2.2	1.0	0.2	23
工業国	10.0	10.4	9.6	81.0	40.5	9.4	35
世界	5.0	5.8	4.3	22.2	12.2	3.7	30

出典: UNDP, World Development Report 1993

3. 未就学生徒数と非識字者数 (国別)

HDI ランク	単位：百万人		
	初・中等学校 に就学してい ない子供の数	成人 非識字者数 (15+)	女性 非識字者数 (15+)
	1991	1991	1991
High human development
20 Barbados	(.)
24 Hong Kong	0.1
27 Cyprus	(.)
30 Uruguay	(.)	0.1	0.1
31 Trinidad and Tobago	(.)
32 Bahamas
33 Korea, Rep. of	0.2	1.2	1.1
36 Chile	0.3	0.6	0.3
42 Costa Rica	0.2	0.1	0.1
43 Singapore	0.1
44 Burnei Darussalam
46 Argentina	0.3	1.1	0.6
50 Venezuela	0.9	1.5	0.6
51 Dominica
52 Kuwait	(.)	0.4	0.2
53 Mexico	4.3	6.2	3.9
55 Qatar	(.)
Medium human development
Excluding China
56 Mauritius	(.)
57 Malaysia	1.3	2.4	1.6
58 Bahrain	(.)	0.1	(.)
59 Grenada
60 Antigua and Barbuda
61 Colombia	1.8	2.7	1.4
63 Seychelles
65 Suriname	(.)	(.)	(.)
67 United Arab Emirates	(.)
68 Panama	0.1	0.2	0.1
69 Jamaica	0.1	(.)	(.)
70 Brazil	3.5	18.4	9.9
71 Fiji	(.)
72 Saint Lucia
73 Turkey	2.7	7.1	5.1
74 Thailand	5.2	3.4	2.2
75 Cuba	0.1	0.5	0.3
76 Saint Vincent
79 Saint Kitts and Nevis
81 Syria Arab Rep.	0.8	2.6	1.9
82 Belize
84 Saudi Arabia	1.8	2.9	1.7
85 South Africa
86 Sri Lanka	0.5	1.4	1.0
87 Libyan Arab Jamahiriya	..	0.9	0.6
89 Ecuador	0.3	0.9	0.5
90 Paraguay	0.4	0.3	0.2
91 Korea, Dem. Rep. of
92 Philippines	0.6	3.9	2.0
93 Tunisia	0.4	1.8	1.1
94 Oman	0.1
95 Peru	(.)	2.0	1.5
96 Iraq	1.6	4.1	2.5
97 Dominican Rep.	0.2	0.7	0.4
98 Samoa
99 Jordan	..	0.4	0.3
100 Mongolia	(.)
101 China	28.4	224.0	156.0
102 Lebanon	0.1	0.4	0.3
103 Iran, Islamic Rep. of	3.5	15.5	9.0
104 Botswana	0.1	0.2	0.1
105 Guyana	(.)	(.)	(.)
106 Vanuatu
107 Algeria	1.7	6.0	3.9
108 Indonesia	9.1	20.9	14.4
109 Gabon	..	0.3	0.2
110 El Salvador	0.5	0.8	0.5
111 Nicaragua	0.4

HDI ランク	単位：百万人		
	初・中等学校 に就学してい ない子供の数	成人 非識字者数 (15+)	女性 非識字者数 (15+)
	1991	1991	1991
Low human development
Excluding India
112 Maldives
113 Guatemala	1.5	2.3	1.3
114 Cape Verde	(.)	0.1	..
115 Viet Nam	6.0	5.1	3.5
116 Honduras	0.4	0.8	0.4
117 Swaziland	(.)
118 Solomon Islands
119 Morocco	3.8	7.5	4.7
120 Lesotho	0.1
121 Zimbabwe	0.4	1.8	1.1
122 Bolivia	0.7	0.9	0.6
123 Myanmar	4.5	5.1	3.7
124 Egypt	1.6	16.5	10.5
125 São Tomé and Príncipe
126 Congo	..	0.5	0.3
127 Kenya	2.4
128 Madagascar	2.0
129 Papua New Guinea	0.7	1.1	0.7
130 Zambia	1.0
131 Ghana	2.2	3.3	2.0
132 Pakistan	27.9	43.5	25.0
133 Cameroon	1.3	2.9	2.0
134 India	72.9	281.0	174.0
135 Namibia	0.1
136 Côte d'Ivoire
137 Haiti	0.9	1.9	1.1
138 Tanzania, U. Rep. of	5.6
139 Comoros	(.)
140 Zaire	6.2
141 Lao People's Dem. Rep.	0.5
142 Nigeria	19.9	28.7	18.0
143 Yemen	2.0	2.6	1.7
144 Liberia	..	0.8	0.5
145 Togo	0.4	1.1	0.7
146 Uganda	3.1	4.9	3.2
147 Bangladesh	20.2	42.0	24.6
148 Cambodia
149 Rwanda	1.4	1.8	1.2
150 Senegal	1.5	2.5	1.6
151 Ethiopia	12.2
152 Nepal	2.6	8.2	4.7
153 Malawi	1.7
154 Burundi	1.2	1.5	0.9
155 Equatorial Guinea
156 Central African Rep.	0.6	1.0	0.7
157 Mozambique	3.3	5.9	3.5
158 Sudan	5.4	10.1	6.1
159 Bhutan	0.3
160 Angola	1.8	3.2	2.0
161 Mauritania	0.5	0.7	0.5
162 Benin	1.0	1.9	1.1
163 Djibouti	(.)
164 Guinea-Bissau	0.2	0.4	0.2
165 Chad	1.2
166 Somalia	2.7	3.0	1.9
167 Gambia	(.)	0.4	0.2
168 Mali	2.8	3.4	2.0
169 Niger	2.3	2.7	1.6
170 Burkina Faso	2.4	4.1	2.3
171 Afghanistan	4.5	6.8	4.0
172 Sierra Leone	0.9	1.8	1.1
173 Guinea	1.5
全途上国	330T	920T	600T
LDC	100T	170T	150T
サブサハラ・アフリカ	..	140T	..

出典：UNDP, World Development Report 1993

4. 成人識字率と初・中等学校就学率

HDI ランク	成人識字率 (%)		初・中等学校就学率	
	1970	1990	1970	1987-90
High human development	83	91	73	88
20 Barbados
24 Hong Kong	76	87
27 Cyprus
30 Uruguay	93	96	87	92
31 Trinidad and Tobago	83	90
32 Bahamas
33 Korea, Rep. of	88	96	76	97
36 Chile	89	93	87	90
42 Costa Rica	88	93	76	77
43 Singapore	77	87
44 Burnei Darussalam
46 Argentina	93	95	81	96
50 Venezuela	75	88	70	83
51 Dominica
52 Kuwait	54	73	67	94
53 Mexico	74	83	67	82
55 Qatar
Medium human development	60	76	64	86
Excluding China	60	79	61	84
56 Mauritius	62	77
57 Malaysia	60	78	62	75
58 Bahrain	83	99
59 Grenada
60 Antigua and Barbuda
61 Colombia	78	87	82	79
63 Seychelles
65 Suriname
67 United Arab Emirates	63	94
68 Panama	81	88	75	83
69 Jamaica	97	98	75	80
70 Brazil	66	81	65	91
71 Fiji
72 Saint Lucia
73 Turkey	52	81	67	81
74 Thailand	79	93	58	59
75 Cuba	87	94	76	95
76 Saint Vincent
79 Saint Kitts and Nevis
81 Syrian Arab Rep.	40	65	61	83
82 Belize
84 Saudi Arabia	9	62	31	65
85 South Africa
86 Sri Lanka	77	88	71	88
87 Libyan Arab Jamahiriya	37	64
89 Ecuador	72	86	63	89
90 Paraguay	80	90	67	72
91 Korea, Dem. Rep. of
92 Philippines	83	90	85	97
93 Tunisia	31	65	64	80
94 Oman	25	82
95 Peru	71	85
96 Iraq	34	60	49	75
97 Dominican Rep.	67	83	63	92
98 Samoa
99 Jordan	47	80
100 Mongolia
101 China	66	88
102 Lebanon	69	80	77	92
103 Iran, Islamic Rep. of	29	54	52	83
104 Botswana	41	74	46	88
105 Guyana	80	82
106 Vanuatu
107 Algeria	25	57	46	79
108 Indonesia	54	82	49	81
109 Gabon	33	61
110 El Salvador	57	73	60	67
111 Nicaragua	54	73

HDI ランク	成人識字率 (%)		初・中等学校就学率	
	1970	1990	1970	1987-90
Low human development	31	49	41	58
Excluding India	28	50	34	49
112 Maldives
113 Guatemala	44	55	35	52
114 Cape Verde
115 Viet Nam	69	69
116 Honduras	53	73	58	75
117 Swaziland	63	85
118 Solomon Islands
119 Morocco	22	50	32	50
120 Lesotho	61	78
121 Zimbabwe	55	67	47	88
122 Bolivia	57	78	61	68
123 Myanmar	71	81	54	62
124 Egypt	35	48	55	90
125 São Tomé and Príncipe
126 Congo	35	57
127 Kenya	32	69	41	72
128 Madagascar	50	80	50	53
129 Papua New Guinea	32	52	32	43
130 Zambia	52	73	61	67
131 Ghana	31	60	52	58
132 Pakistan	21	35	26	29
133 Cameroon	33	54	50	65
134 India	34	48	49	68
135 Namibia
136 Côte d'Ivoire	18	54
137 Haiti	22	53	36	53
138 Tanzania, U. Rep. of	24	40
139 Comoros	19	52
140 Zaire	42	72
141 Lao People's Dem. Rep.	29	65
142 Nigeria	25	51	21	49
143 Yemen	8	39
144 Liberia	18	40
145 Togo	17	43	39	64
146 Uganda	41	48	25	51
147 Bangladesh	24	35	37	42
148 Cambodia
149 Rwanda	32	50	42	47
150 Senegal	12	38	24	38
151 Ethiopia	11	28
152 Nepal	13	26	19	60
153 Malawi	23	52
154 Burundi	20	50	18	39
155 Equatorial Guinea
156 Central African Rep.	16	38	36	41
157 Mozambique	22	33	28	32
158 Sudan	17	27	24	36
159 Bhutan	4	18
160 Angola	12	42
161 Mauritania	9	35
162 Benin	16	23	23	37
163 Djibouti
164 Guinea-Bissau	29	33
165 Chad	11	30	19	33
166 Somalia	3	24	7	14
167 Gambia	16	42
168 Mali	8	32	15	16
169 Niger	4	28	8	18
170 Burkina Faso	8	18	18	21
171 Afghanistan	8	29	19	19
172 Sierra Leone	13	21	22	34
173 Guinea	14	24	24	24
全途上国	46	65	55	73
LDC	29	45	29	42
サブサハラ・アフリカ	28	47	26	46

出典：UNDP, World Development Report 1993

5. 進学状況

HDI ランク	初等教育 第1学年 入学者率 (%)		初等教育 就学率 (not)	初等教育留年率 (就学者に対する 割合 %)	初等教育レベル		初等教育終了後 引続き中等教育へ 進学する者の割合		中等教育 就学率 (gross)	中等教育留年率 (就学者に対する 割合 %)	高等教育 就学率 (gross)
	1988	1988			1988	1988	1988	1988			
	1988	1988	1988-80	1988-91	1988	1988	1988	1988-90			
High human development					78			61			24
20 Barbados			92					87			17
24 Hong Kong				2	97			73			13
27 Cyprus	85	86			99	99	98	90	2		15
30 Uruguay	97	96	88	9	93			77			
31 Trinidad and Tobago			90	3	96	73	70	80	2		6
32 Bahamas											
33 Korea, Rep. of	100	100	100		99	99	98	88			41
36 Chile			86		73			74			18
42 Costa Rica	100	100	87	11	79	61	48	42	12		26
43 Singapore	100	100	100		98			69			
44 Burnei Darussalam											
46 Argentina								74			
50 Venezuela	100	100	61	11	73	88	64	35	7		28
51 Dominica				5	79	79	62		5		
52 Kuwait	92	90	85	5	90	70	63				18
53 Mexico	100		98	9	72	81	58	53	3		14
55 Qatar	70	72		7	96	84	81		16		24
Medium human development	99		96	8	75	65	52	50			7
Excluding China	97	96	92	10	69	72	57	52			13
56 Mauritius	99	100	93	8	98	48	47	53	13		2
57 Malaysia	100	100			96			56			7
58 Bahrain	95	92	93	5	97	95	92		6		18
59 Grenada											
60 Antigua and Barbuda											
61 Colombia	100	100	73	11	57	60	34	52	8		14
63 Seychelles					98						
65 Suriname	100	100	100	23				53			9
67 United Arab Emirates	100	100	100	7	94	94	88	67	10		11
68 Panama	100	100	92	10	72	85	61	59	8		22
69 Jamaica	94	94	94	4	93			60	2		5
70 Brazil			88	19	20			39			12
71 Fiji	100	100	98	3	51	29	15	52	7		4
72 Saint Lucia						34			3		
73 Turkey	98	96	98	7	96	47	45	54	26		14
74 Thailand	85			3	59			32			16
75 Cuba	100	100	95	4	89	96	85	89	3		21
76 Saint Vincent											
79 Saint Kitts and Nevis					88						
81 Syrian Arab Rep.	100	100	98	7	88	72	63	52	15		20
82 Belize					67						
84 Saudi Arabia	73	70	62	10	90			48	13		13
85 South Africa											
86 Sri Lanka	100	100		8	94	92	86	74	13		4
87 Libyan Arab Jamahiriya											10
89 Ecuador	100	100		6	63			56			29
90 Paraguay	100	100	95	9	56			30			8
91 Korea, Dem. Rep. of											
92 Philippines	100	100	99	2	70	93	65	73	2		27
93 Tunisia	95	93	95	20	79	43	34	45	16		9
94 Oman	95	93	84	11	91	86	78	54	13		5
95 Peru	100	100	95					67	10		
96 Iraq	91	87	84	19	58	56	32	47	32		14
97 Dominican Rep.	100		73	17	33			74			19
98 Samoa											
99 Jordan				5	84	91	76		7		
100 Mongolia			94					92			22
101 China	100		100	6	80	62	50	48	2		2
102 Lebanon								67			
103 Iran, Islamic Rep. of	100	100	94	9	89	74	66	54	14		6
104 Botswana	100	100	91	5	87	45	39	46	1		3
105 Guyana	69	69		6				57	11		5
106 Vanuatu											
107 Algeria	92	87	88	9	88	82	72	60	14		11
108 Indonesia	100		98	10	79			45	1		8
109 Gabon				31	44	37	16		25		4
110 El Salvador	100	100	70	8	35			26	1		17
111 Nicaragua	100	100	75	17	36	94	34	38	6		8

5. (続き)

HDI ランク	初等教育 第1学年 入学率 (%)		初等教育 就学率 (net) 1988-90	初等教育留年率 (就学者に対する 割合 %) 1988-91	初等教育レベル		中等教育進学率 (初等教育レベル 終了者中 %) 1988	初等教育終了後 引続き中等教育へ 進学する者の割合 (%) 1988		中等教育 就学率 (gross) 1988-90	中等教育留年率 (就学者に対する 割合 %) 1988-90	高等教育 就学率 (gross) 1988-90
	全体	女性			終了率 (第1学年 入学者中 %) 1988							
	1988	1988			1988							
Low human development	67	9	31	..	5	
Excluding China	69	59	..	14	61	47	23	23	15	4		
112 Maldives	
113 Guatemala	100	4	36	21	..	9	
114 Cape Verde	100	100	95	19	45	45	20	20	20	(.)	(.)	
115 Viet Nam	57	42	
116 Honduras	100	100	91	..	43	32	..	9	
117 Swaziland	100	100	82	15	66	70	46	50	8	4		
118 Solomon Islands	
119 Morocco	64	53	55	15	63	61	38	36	17	10		
120 Lesotho	100	100	70	22	53	59	31	26	6	4		
121 Zimbabwe	1	75	50	..	5	
122 Bolivia	79	3	43	34	5	23		
123 Myanmar	24	..	5		
124 Egypt	87	79	..	3	95	82	..	19		
125 São Tomé and Príncipe	29	88	
126 Congo	36	62	62	38	..	42	6		
127 Kenya	44	23	..	2		
128 Madagascar	64	35	31	38	12	19	17	3		
129 Papua New Guinea	92	85	73	..	59	13		
130 Zambia	80	2	80	20	..	2		
131 Ghana	39	..	2		
132 Pakistan	57	22	..	3		
133 Cameroon	95	90	75	29	68	30	20	26	11	4		
134 India	4	44	..	7		
135 Namibia	64	34		
136 Côte d'Ivoire	61	53	..	28	73	23	17	20	19	..		
137 Haiti	44	11	32	61	20	19	8	1		
138 Tanzania, U. Rep. of	69	69	48	5	68	4	..	(.)		
139 Comoros	68	59	55	37	31	30	9	17	33	(.)		
140 Zaire	81	75	60	21	64	24	..	2		
141 Lao People's Dem. Rep.	100	..	69	30	26	10	1		
142 Nigeria	84	20	..	3		
143 Yemen	74	31	..	3		
144 Liberia	3		
145 Togo	92	83	72	37	46	27	12	22	35	3		
146 Uganda	84	80	53	14	13	..	1		
147 Bangladesh	65	7	46	17	..	3		
148 Cambodia		
149 Rwanda	94	94	65	11	46	4	2	7	6	1		
150 Senegal	52	46	48	16	81	39	32	16	11	3		
151 Ethiopia	59	45	28	11	44	78	34	15	13	1		
152 Nepal	100	..	64	21	30	9	6		
153 Malawi	54	21	47	7	3	4	2	1		
154 Burundi	80	76	51	22	87	10	9	5	14	1		
155 Equatorial Guinea		
156 Central African Rep.	62	52	55	31	48	31	15	11	29	2		
157 Mozambique	75	70	41	27	34	34	12	7	27	(.)		
158 Sudan	58	46	76	20	..	3		
159 Bhutan	29	31	..	17	26	5	6	..		
160 Angola	11	..	1		
161 Mauritania	48	41	..	20	68	26	18	16	17	4		
162 Benin	71	49	52	26	40	38	15	11	32	3		
163 Djibouti	44	..	39	14	89	27	24	15	8	(.)		
164 Guinea-Bissau	56	42	45	42	8	73	6	7	20	(.)		
165 Chad	54	39	38	33	30	40	12	7	20	1		
166 Somalia	11	..	37	10	..	3		
167 Gambia	54	43	53	18	64	32	20	16	2	(.)		
168 Mali	23	17	19	27	40	44	18	6	33	1		
169 Niger	32	24	25	14	75	31	23	7	19	1		
170 Burkina Faso	36	28	27	18	63	33	21	7	19	1		
171 Afghanistan	28	19	19	6	63	8	4	2		
172 Sierra Leone	16	..	2		
173 Guinea	32	21	26	20	48	58	28	9	23	1		
全途上国	91	76	83	8	69	63	48	40	7	7		
LDC	65	54	49	15	53	47	21	16	15	2		
サブサハラ・アフリカ	67	59	46	18	62	44	21	17	17	2		
工業国	45		
世界	16		

出典：UNDP, World Development Report 1993

6. 教育レベル別就学率と教育財政

HDI ランク	政府支出における割合										
	初等教育での 生徒/教師割合		中等技術教育 就学率 (全中等教育 就学者に対して)	高等科学教育 就学率 (全高等教育 就学者に対して)	高等教育留学者率 (国内の学生数に 対して)	教育支出割合 (対GNP%)		政府支出における 教育支出割合		初・中等教育 支出割合 (全教育レベル中)	高等教育 支出割合 (全教育レベル中)
	1988-90	1988-90	1987-88	1987-88	1980	1988-90	1988-90	1987-90	1987-90	1987-90	
High human development	29	12.8	39	2.7	2.2	3.5	11.9	63	20		
20 Barbados	18	..	39	12.6	..	8.0	20.5	75	19		
24 Hong Kong	27	10.0	43	32.2	..	2.7	15.9	70	29		
27 Cyprus	21	7.8	33	3.6	11.3	85	4		
30 Uruguay	23	14.1	48	0.6	3.7	3.3	15.1	65	22		
31 Trinidad and Tobago	26	0.8	43	61.7	2.8	4.1	11.6	79	12		
32 Bahamas	20		
33 Korea, Rep. of	34	15.9	31	1.9	2.0	3.7	22.4	78	7		
36 Chile	29	18.1	17	1.4	2.7	2.9	10.4	70	20		
42 Costa Rica	32	21.9	41	1.8	4.1	4.6	20.8	45	36		
43 Singapore	26	..	29	25.3	2.8	3.4	11.5	65	31		
44 Burnei Darussalam	17	5.8	4.9	11.8	50	10		
46 Argentina	19	..	37	0.3	2.1	1.5	10.9	48	47		
50 Venezuela	23	5.1	26	1.1	3.7	4.1	18.8		
51 Dominica	29	1.1	5.8	10.6	96	3		
52 Kuwait	18	0.3	35	16.4	..	5.0	12.1	69	17		
53 Mexico	31	12.6	36	0.6	1.2	4.1	..	56	17		
55 Qatar	11	3.5	10	19.7	..	3.4	7.2		
Medium human development	24	9.4	25	3.7	2.2	3.3	12.9	65	18		
Excluding China	25	12.4	36	4.3	2.5	3.6	13.6	64	17		
56 Mauritius	21	1.3	3.0	3.5	10.5	81	7		
57 Malaysia	20	1.7	34	38.1	2.9	5.5	18.3	69	20		
58 Bahrain	..	18.0	..	44.6	..	5.4	10.3	76	13		
59 Grenada	26	12.5	70	3		
60 Antigua and Barbuda	14.4		
61 Colombia	30	20.8	36	1.3	1.7	2.9	21.4	60	21		
63 Seychelles	19	31.0	9.1	11.9	69	10		
65 Suriname	23	26.5	9.7	22.8	75	9		
67 United Arab Emirates	18	0.8	46	24.8	..	1.9	14.6		
68 Panama	20	25.9	32	3.4	3.6	5.7	14.3	60	21		
69 Jamaica	32	3.5	37	21.5	2.3	5.9	12.8	68	21		
70 Brazil	23	..	40	0.5	1.9	3.9	17.7	60	18		
71 Fiji	30	9.1	35	53.6	..	5.0	15.4	88	9		
72 Saint Lucia	29	..	40	7.2	..	74	10		
73 Turkey	30	21.9	..	3.2	2.6	1.8	10.5	68	24		
74 Thailand	18	16.2	25	0.9	2.3	3.8	20.0	78	15		
75 Cuba	12	29.0	25	0.6	5.0	6.7	12.8	59	14		
76 Saint Vincent	18	3.7	6.9	13.8	96	(.)		
79 Saint Kitts and Nevis	22	..	14	3.0	12.0	89	2		
81 Syrian Arab Rep.	25	6.9	31	8.8	2.0	4.4	13.1	74	23		
82 Belize	25	1.2	15.0		
84 Saudi Arabia	16	1.9	34	5.7	3.2	5.8	16.7		
85 South Africa	47	0.7	3.0		
86 Sri Lanka	14	..	37	5.6	3.8	2.7	8.1	84	13		
87 Libyan Arab Jamahiriya	19	6.7	2.6	9.6	20.8		
89 Ecuador	31	33.8	21	0.6	1.9	2.7	19.1	64	14		
90 Paraguay	25	7.1	50	1.0	1.3	1.0	12.1	66	24		
91 Korea, Dem. Rep. of	26	..	34		
92 Philippines	33	0.3	2.3	3.0	11.2	73	15		
93 Tunisia	28	13.3	31	24.5	3.3	6.0	14.1	89	17		
94 Oman	28	5.1	34	3.7	11.1	91	7		
95 Peru	28	..	25	0.8	2.3	3.5	15.7		
96 Iraq	23	13.7	33	3.3	5.8	5.1	6.4	75	21		
97 Dominican Rep.	47	0.7	2.1	1.5	10.0	63	20		
98 Samoa	27		
99 Jordan	28	8.0	..	41.4	3.0	4.4	8.5	64	33		
100 Mongolia	28	..	56	0.7		
101 China	22	7.9	18	3.2	1.8	2.4	12.4	66	19		
102 Lebanon	45	21.3	16.8		
103 Iran, Islamic Rep. of	28	4.9	39	16.2	2.4	4.1	22.4	72	14		
104 Botswana	32	5.9	26	23.8	2.7	5.6	16.3	76	20		
105 Guyana	36	3.4	41	30.8	..	8.8	8.1	55	18		
106 Vanuatu	29	4.4	24.6	86	3		
107 Algeria	28	4.9	14	6.6	5.6	9.1	27.0	54	17		
108 Indonesia	23	10.6	39	1.6	2.5	0.9	4.3	52	20		
109 Gabon	46	20.6	22	26.2	2.1	5.7	9.4		
110 El Salvador	40	..	50	1.9	2.3	1.8	12.5	68	14		
111 Nicaragua	33	18.8	43	9.9	1.5	2.5	12.0		

6. (続き)

HDI ランク	政府支出における割合									
	初等教育での 生徒/教師割合		中等技術教育 就学率 (全中等教育 就学者に対して)	高等科学教育 就学率 (全高等教育 就学者に対して)	高等教育留学者率 (国内の学生数に 対して)	教育支出割合 (対GNP%)		政府支出における 教育支出割合	初・中等教育 支出割合 (全教育レベル中)	高等教育 支出割合 (全教育レベル中)
	1988-90	1988-90	1987-88	1987-88	1980	1988-90	1988-90	1987-90	1987-90	
Low human development	43	..	32	6.6	2.3	3.5	10.3	71	18	
Excluding China	41	6.0	31	11.7	2.3	3.9	12.2	72	19	
112 Maldives	6.9	8.5	
113 Guatemala	35	..	39	1.9	1.4	..	12.4	
114 Cape Verde	33	8.3	2.9	..	69	1	
115 Viet Nam	34	4.3	
116 Honduras	39	32.6	29	3.7	2.2	4.6	15.9	73	21	
117 Swaziland	32	1.4	..	11.5	..	7.2	22.5	62	21	
118 Solomon Islands	23	17.3	12.4	
119 Morocco	25	2.4	59	13.9	3.1	7.4	25.5	84	16	
120 Lesotho	55	3.7	16	10.7	3.2	4.0	14.8	76	18	
121 Zimbabwe	36	1.7	32	8.3	0.5	8.2	15.0	88	8	
122 Bolivia	25	..	21	1.8	1.5	2.4	20.1	88	3	
123 Myanmar	34	1.2	32	0.3	2.2	1.9	..	86	13	
124 Egypt	23	21.8	38	1.5	4.1	6.0	..	70	30	
125 São Tomé and Príncipe	35	1.4	4.3	18.8	
126 Congo	66	11.9	8	28.3	2.5	5.5	14.4	66	34	
127 Kenya	33	1.6	21	17.3	4.6	6.4	27.0	77	15	
128 Madagascar	40	4.3	20	11.5	2.3	1.9	
129 Papua New Guinea	32	11.2	11	5.7	2.5	
130 Zambia	44	14.2	1.6	2.9	8.7	66	17	
131 Ghana	27	1.9	30	15.3	3.8	3.4	23.4	65	12	
132 Pakistan	41	1.6	..	9.0	1.1	3.4	5.0	70	18	
133 Cameroon	51	22.5	35	40.3	1.7	3.3	18.7	66	23	
134 India	46	..	32	0.5	2.3	3.2	8.5	71	17	
135 Namibia	9	4.1	56	33	
136 Côte d'Ivoire	36	9.8	28	20.2	4.6	..	22.6	83	17	
137 Haiti	35	31.1	1.4	1.8	20.0	72	9	
138 Tanzania, U. Rep. of	35	..	9	31.4	2.1	5.8	11.4	74	17	
139 Comoros	36	1.4	4.3	13.2	70	21	
140 Zaire	37	23.1	34	14.7	2.4	0.9	6.4	65	35	
141 Lao People's Dem. Rep.	28	5.1	42	13.5	..	1.1	6.6	
142 Nigeria	39	..	30	6.8	1.5	1.7	12.0	57	..	
143 Yemen	35	..	12	33.2	23.5	65	4	
144 Liberia	18.0	0.7	5.7	24.3	
145 Togo	5	5.9	52	26.2	1.9	5.2	21.2	64	14	
146 Uganda	35	2.5	41	9.9	3.2	3.4	22.5	81	13	
147 Bangladesh	63	0.7	34	0.8	0.6	2.2	10.5	87	8	
148 Cambodia	
149 Rwanda	57	..	25	37.7	0.3	4.2	25.4	82	16	
150 Senegal	58	2.9	31	23.0	2.4	60	23	
151 Ethiopia	43	0.5	37	17.0	0.8	4.8	9.4	81	13	
152 Nepal	37	..	30	1.8	0.4	2.9	10.8	66	33	
153 Malawi	64	3.5	37	13.9	2.1	3.5	8.8	57	22	
154 Burundi	66	19.1	45	18.6	2.4	3.5	16.7	76	22	
155 Equatorial Guinea	1.7	3.9	
156 Central African Rep.	90	4.4	34	45.3	2.0	2.8	16.8	67	22	
157 Mozambique	58	8.0	25	11.1	
158 Sudan	35	..	27	27.3	1.9	4.8	9.1	87	(.)	
159 Bhutan	37	..	6	19.8	..	3.7	
160 Angola	33	..	26	29.5	0.3	7.3	13.8	96	4	
161 Mauritania	49	3.1	12	33.6	2.1	66	24	
162 Benin	35	6.0	18	25.2	2.5	
163 Djibouti	43	25.3	2.5	10.5	80	12	
164 Guinea-Bissau	25	8.8	2.8	..	92	..	
165 Chad	67	7.0	12	50.2	0.9	
166 Somalia	19	..	18	9.8	0.9	0.4	2.8	
167 Gambia	31	5.2	11.0	83	18	
168 Mali	38	11.5	3	38.5	2.0	3.3	17.3	71	13	
169 Niger	42	1.4	24	27.9	0.5	3.1	9.0	83	..	
170 Burkina Faso	57	6.4	21	30.2	1.5	2.3	17.5	68	32	
171 Afghanistan	37	..	22	9.7	4.0	88	12	
172 Sierra Leone	34	48.8	..	1.4	12.4	53	35	
173 Guinea	40	6.3	..	19.5	1.6	1.4	21.5	42	31	
全途上国	34	9.8	32	2.9	2.2	3.4	11.9	65	18	
LOC	45	4.7	31	7.9	1.3	2.8	11.5	73	18	
サブサハラ・アフリカ	41	7.5	29	14.2	2.4	3.4	13.9	68	20	
工業国	39	
世界	36	

出典: UNDP, World Development Report 1993

7. 教員の給与

授業支出における
教員給与支出割合
(%)

国名	1980	1988
Africa		
Algeria	63.6	...
Angola	72.8	86.4
Benin	57.6	47.1
Botswana	61.0	64.8
Burkina Faso	74.3	65.0
Burundi	60.7	...
Cameroon	65.6	...
Cape Verde	69.4	66.8
Central African Republic
Chad
Comoros	70.8	65.3
Congo	73.0	...
Côte d'Ivoire	73.0	76.3
Djibouti	75.8	88.1
Egypt
Equatorial Guinea
Ethiopia	83.4	...
Gabon	56.7	...
Gambia	74.2	45.0
Ghana	...	64.6
Guinea	62.8	66.1
Guinea-Bissau	...	81.4
Kenya	...	74.2
Lesotho
Liberia	48.9	...
Libyan Arab Jamahiriya
Madagascar	78.6	76.7
Malawi	49.1	49.5
Mali	51.0	53.1
Mauritania	...	71.6
Mauritius	54.2	58.3
Morocco	85.4	...
Mozambique
Namibia
Niger	68.2	...
Nigeria
Rwanda	74.8	74.2
São Tomé and Príncipe	...	68.7
Senegal	60.1	...
Seychelles	64.4	39.8
Sierra Leone
Somalia
South Africa
Sudan
Swaziland	86.5	71.6
Asia		
Afghanistan
Bahrain	46.8	...
Bangladesh	69.2	...
Bhutan	...	54.8
Cambodia
China	56.1	61.8
Cyprus	80.0	83.3
Hong Kong	72.9	...
India	...	70.3
Indonesia
Iran, Islamic Rep. of
Iraq	...	76.2
Israel	51.1	...
Japan	...	61.3
Jordan	...	64.0
Korea, Dem. People's Rep.
Korea, Republic of	69.2	71.2
Kuwait	46.5	49.1
Lao People's Dem. Rep.
Lebanon
Malaysia	57.5	64.4
Maldives
Mongolia
Myanmar
Nepal	59.2	...
Oman	...	76.1
Pakistan
Palestine
Gaza Strip
West Bank
Philippines	...	72.0
Qatar	68.7	75.1
Saudi Arabia	65.5	81.7
Singapore	...	85.9
Sri Lanka	80.0	...
Syrian Arab Republic
Thailand	80.3	73.4
Turkey	89.7	90.9
United Arab Emirates	...	73.3
Viet Nam
Yemen
Former Dem. Yemen
Former Yemen
Europe and U.S.S.R.		
Albania
Austria	53.1	50.7
Belgium	73.0	82.2
Bulgaria	44.4	52.2
Czechoslovakia	50.0	49.7
Denmark	...	55.0
Finland	50.5	48.6
France	...	71.6
Germany
Former German Dem. Rep.
Former German Fed. Rep.	71.3	73.6
Greece	82.2	83.8
Hungary	...	40.8
Iceland
Ireland	67.6	74.7
Italy	...	79.7
Luxembourg
Malta	87.8	73.2
Monaco	53.0	45.0
Norway	81.3	...
Netherlands	73.5	55.4
Norway	54.3	54.3
Poland
Portugal	82.8	86.4
Romania
San Marino	84.7	...
Spain	88.1	...
Sweden	49.2	49.5
Switzerland	61.0	60.0
United Kingdom	52.1	52.2
Yugoslavia	63.9	63.3
Oceania		
Australia	...	60.2
Fiji	...	86.5
Kiribati	45.2	58.3
New Zealand	...	57.4
Papua New Guinea
Samoa
Tonga	51.4	58.6
America, South		
Argentina	86.7	...
Bolivia	75.9	71.2
Brazil
Chile	76.8	...
Colombia	90.7	...
Ecuador	77.4	76.1
Guyana	66.5	59.4
Paraguay	59.4	53.4
Peru	41.8	35.3
Suriname	77.2	77.2
Uruguay	60.7	54.5
Venezuela

*注: ◆は、教員以外の管理部門担当者等の人件費を含む。

出典: UNESCO, World Education Report, 1991

8. 教育年数

国名	終了年数							
	義務教育	初等教育						
Africa			America, North (Continued)			Asia (continued)		
Algeria	9	6	El Salvador	9	9	Qatar	-	6
Angola	8	4	Grenada	11	7	Saudi Arabia	-	6
Benin	6	6	Guatemala	6	6	Singapore	-	6
Botswana	-	7	Haiti	6	6	Sri Lanka	10	5
Burkina Faso	6	6	Honduras	6	6	Syrian Arab Republic	6	6
Burundi	6	6	Jamaica	6	6	Thailand	6	6
Cameroon	6	6	Mexico	6	6	Turkey	5	5
Cape Verde	6	6	Netherlands Antilles	-	6	United Arab Emirates	6	6
Central African Republic	6	6	Nicaragua	6	6	Viet Nam	5	5
Chad	8	6	Panama	6	6	Yemen	-	-
Comoros	9	6	St. Kitts & Nevis	12	7	Former Dem. Yemen	8	8
Congo	8	6	St. Lucia	Former Yemen	6	6
Côte d'Ivoire	6	6	St. Vincent & Grenadines	-	7	Europe and U.S.S.R.		
Djibouti	6	6	Trinidad & Tobago	6	7	Albania	8	8
Egypt	9	6	United States	11	8	Austria	9	4
Equatorial Guinea	8	6	America, South			Belgium	12	6
Ethiopia	6	6	Argentina	7	7	Bulgaria	8	8
Gabon	10	6	Bolivia	8	8	Czechoslovakia	10	8
Gambia	-	6	Brazil	8	8	Denmark	9	6
Ghana	10	6	Chile	8	8	Finland	9	6
Guinea	6	6	Colombia	5	5	France	10	5
Guinea-Bissau	6	6	Ecuador	6	6	Germany	-	-
Kenya	-	8	Guyana	8	6	Former German Dem. Rep.	10	4
Lesotho	7	7	Paraguay	6	6	Former Germany, Fed. Rep.	12	4
Liberia	9	6	Peru	6	6	Greece	9	6
Libyan Arab Jamahiriya	9	6	Suriname	6	6	Hungary	10	8
Madagascar	5	5	Uruguay	6	6	Iceland	8	6
Malawi	8	8	Venezuela	10	6	Ireland	9	6
Mali	7	6	Asia			Italy	8	5
Mauritania	-	6	Afghanistan	8	8	Luxembourg	9	6
Mauritius	-	6	Bahrain	-	6	Malta	10	6
Morocco	7	5	Bangladesh	5	5	Monaco	10	5
Mozambique	7	5	Bhutan	-	◆6	Netherlands	11	◆8
Namibia	9	7	Cambodia	6	6	Norway	9	6
Niger	8	6	China	9	5	Poland	8	8
Nigeria	6	6	Cyprus	9	6	Portugal	6	6
Rwanda	8	8	Hong Kong	9	6	Romania	10	8
São Tomé and Príncipe	4	4	India	8	5	San Marino	8	5
Senegal	6	6	Indonesia	6	6	Spain	10	5
Seychelles	9	9	Iran, Islamic Rep. of	5	5	Sweden	9	6
Sierra Leone	-	7	Iraq	6	6	Switzerland	8-9	6
Somalia	8	8	Israel	11	8	United Kingdom	11	6
South Africa	Japan	9	6	Yugoslavia	8	4
Sudan	-	6	Jordan	9	6	U.S.S.R.	10	5
Swaziland	-	7	Korea, Dem. People's Rep.	10	4	Oceania		
Togo	6	5	Korea, Republic of	6	6	Australia	9-10	6
Tunisia	-	6	Kuwait	8	4	Fiji	-	6
Uganda	-	7	Lao People's Dem. Rep.	8	5	Kiribati	9	7
United Rep. of Tanzania	7	7	Lebanon	-	5	New Zealand	10	6
Zaire	6	6	Malaysia	9	6	Papua New Guinea	-	6
Zambia	7	7	Maldives	-	5	Samoa	-	7
Zimbabwe	8	7	Mongolia	8	3	Tonga	6	6
America, North			Myanmar	5	5			
Antigua & Barbuda	11	6	Nepal	5	◆5			
Bahamas	10	6	Oman	-	6			
Barbados	11	6	Pakistan	-	5			
Belize	8	7	Palestine	-	-			
British Virgin Islands	10	7	Gaza Strip	...	6			
Canada	8-10	6	West Bank	...	6			
Costa Rica	9	6	Philippines	6	6			
Cuba	6	6						
Dominica	10	7						
Dominican Republic	8	8						

※注：◆は、'80～'88年の間に教育年数の変更があった国を指す。

出典：UNESCO, World Education Report 1991

9. 女性の就学状況

HDI ランク	女性の就学率 (%)			女性の高等教育 理科系就学率 (%)
	初等 (net)	中等 (gross)	高等 (gross)	
	1988-90	1988-90	1988-90	1987-88
High human development	..	65	23	..
20 Barbados	96	83	21	..
24 Hong Kong	..	75	9	..
27 Cyprus	..	91	16	24
30 Uruguay	54	32
31 Trinidad and Tobago	90	82	5	28
32 Bahamas
33 Korea, Rep. of	100	86	28	13
36 Chile	..	77	16	25
42 Costa Rica	87	43
43 Singapore	100	71
44 Bornei Darussalam
46 Argentina	..	78	44	35
50 Venezuela	62	41	27	..
51 Dominica	(.)
52 Kuwait	84	..	20	43
53 Mexico	..	53	12	..
55 Qatar	..	94	43	34
Medium human development Excluding China	98	44	4	..
56 Mauritius	94	53	1	24
57 Malaysia	..	58	7	29
58 Bahrain	92	..	21	32
59 Grenada
60 Antigua and Barbuda	(.)
61 Colombia	..	57	14	28
63 Seychelles	(.)
65 Suriname	100	57	10	16
67 United Arab Emirates	100	72	21	54
68 Panama	92	62	26	39
69 Jamaica	96	63	4	48
70 Brazil	12	..
71 Fiji	98	53	3	27
72 Saint Lucia	6
73 Turkey	..	42	10	26
74 Thailand	..	32
75 Cuba	95	94	25	39
76 Saint Vincent	17
79 Saint Kitts and Nevis	1
81 Syria Arab Rep.	93	43	17	24
82 Belize	(.)
84 Saudi Arabia	56	41	11	31
85 South Africa
86 Sri Lanka	..	77	4	20
87 Libyan Arab Jamahiriya
89 Ecuador	..	57	23	15
90 Paraguay	94	31	8	39
91 Korea, Dem. Rep. of
92 Philippines	98	75
93 Tunisia	91	40	7	24
94 Oman	82	48	5	..
95 Peru
96 Iraq	78	37	11	28
97 Dominican Rep.	73
98 Samoa
99 Jordan	31
100 Mongolia	..	96	26	45
101 China	..	41	1	..
102 Lebanon
103 Iran, Islamic Rep. of	90	45	4	10
104 Botswana	93	47	3	..
105 Guyana	..	58	4	15
106 Vanuatu
107 Algeria	83	53	6	16
108 Indonesia	96	41	..	21
109 Gabon	3	..
110 El Salvador	71	26	14	12
111 Nicaragua	77	44	9	48

HDI ランク	女性の就学率 (%)			女性の高等教育 理科系就学率 (%)
	初等 (net)	中等 (gross)	高等 (gross)	
	1988-90	1988-90	1988-90	1987-88
Low human development Excluding India	..	26	4	20
112 Maldives
113 Guatemala
114 Cape Verde	90	20	(.)	..
115 Viet Nam	..	40
116 Honduras	94	..	7	..
117 Swaziland	84	49	3	..
118 Solomon Islands
119 Morocco	45	30	8	25
120 Lesotho	71	31	6	20
121 Zimbabwe	..	46	2	..
122 Bolivia	75	31
123 Myanmar	..	23
124 Egypt	..	69	13	26
125 São Tomé and Príncipe
126 Congo	2	8
127 Kenya	..	19	1	14
128 Madagascar	63	18	3	30
129 Papua New Guinea	67	10	..	8
130 Zambia	79	14	1	5
131 Ghana	..	31	1	9
132 Pakistan	..	13	2	..
133 Cameroon	69	21
134 India	..	33	4	22
135 Namibia	..	38
136 Côte d'Ivoire	..	12
137 Haiti	44	19	1	12
138 Tanzania, U. Rep. of	48	4	..	8
139 Comoros	50	15	(.)	10
140 Zaire	53	16
141 Lao People's Dem. Rep.	..	21	1	17
142 Nigeria	..	17	2	..
143 Yemen	..	10
144 Liberia	1	10
145 Togo	58	10	1	3
146 Uganda	50	..	1	11
147 Bangladesh	61	11	1	16
148 Cambodia	4
149 Rwanda	65	6	(.)	10
150 Senegal	41	11	1	11
151 Ethiopia	24	12	(.)	11
152 Nepal	43	17
153 Malawi	52	3	(.)	16
154 Burundi	46	4	(.)	13
155 Equatorial Guinea	8
156 Central African Rep.	43	6	1	..
157 Mozambique	37	4	(.)	17
158 Sudan	..	17	2	27
159 Bhutan	..	2
160 Angola	0	..
161 Mauritania	..	10	1	15
162 Benin	36	6	1	10
163 Djibouti	33	12	(.)	..
164 Guinea-Bissau	32	4	(.)	8
165 Chad	23	3
166 Somalia	8	7	1	10
167 Gambia	45	10	(.)	..
168 Mali	14	4	(.)	9
169 Niger	19	4	(.)	6
170 Burkina Faso	23	5	(.)	10
171 Afghanistan	13	5	1	..
172 Sierra Leone	..	12	1	..
173 Guinea	17	5	(.)	10
全途上国	86	36	5	20
LDC	45	12	1	14
サブサハラ・アフリカ	42	14	2	12
工業国	22
世界	21

10. 女子教員比率

女子教員割合 (%)

国名	義務教育		初等教育	
	1980	1988	1980	1988
Africa				
Algeria	37	40	...	39
Angola
Benin	23	25
Botswana	72	78	37	39
Burkina Faso	20	26
Burundi	47	48	18	20
Cameroon	20	29	20	21
Cape Verde	...	60	...	47
Central African Republic	25	25	16	9
Chad	...	5	...	3
Comoros	7	21	20	...
Congo	25	32	11	...
Côte d'Ivoire	15
Djibouti
Egypt	47	49	31	37
Equatorial Guinea
Ethiopia	22	23	11	10
Gabon	27	37	24	19
Gambia	33	32	25	24
Ghana	42	39	21	23
Guinea	14	22	10	8
Guinea-Bissau	24	22	21	13
Kenya	29	36	27	30
Lesotho	75	79	48	53
Liberia	23	...	16	...
Libyan Arab Jamahiriya	47	...	24	...
Madagascar	...	53
Malawi	32	34
Mali	20	22	16	15
Mauritania	9	18	8	...
Mauritius	43	45	39	41
Morocco	30	35	...	29
Mozambique	22	22	24	20
Namibia
Niger	30	33	21	18
Nigeria	33	34	20	...
Rwanda	38	47	24	19
São Tomé and Príncipe	...	49	...	33
Senegal	24	27	25	15
Seychelles	80	83	64	42
Sierra Leone	22	31	22	...
Somalia	29	45	7	11
South Africa
Sudan	31	44	25	33
Swaziland	79	80	48	48
Togo	21	20	13	12
Tunisia	29	42	29	32
Uganda	30	31	18	...
United Rep. of Tanzania	37	41	28	24
Zaire
Zambia	40	45
Zimbabwe	38	40	37	29
America, North				
Antigua & Barbuda
Bahamas	85
Barbados
Belize	...	74	47	44
British Virgin Islands	84	...	60	...
Canada	61	62	44	...
Costa Rica	79	...	54	...
Cuba	75	78	47	51
Dominica	...	73
Dominican Republic	...	71
America, North (Continued)				
El Salvador	65	66	27	31
Grenada	65	72	49	48
Guatemala	62	...	36	...
Haiti	49	45	13	15
Honduras	74	...	48	...
Jamaica	88	88	45	46
Mexico
Netherlands Antilles
Nicaragua	78	89	...	53
Panama	77	76	53	54
St. Kitts & Nevis	76	76	48	52
St. Lucia	80	78	49	50
St. Vincent & Grenadines	62	64	51	52
Trinidad & Tobago	66	66	50	52
United States
America, South				
Argentina	92	91	65	68
Bolivia	48
Brazil	85	...	53	...
Chile	74	75	52	56
Colombia	79	79	42	...
Ecuador	65	65	37	41
Guyana	70	71	44	50
Paraguay
Peru	60	60	46	...
Suriname
Uruguay
Venezuela	83	83	50	55
Asia				
Afghanistan	21	55	18	31
Bahrain	48	54	61	53
Bangladesh	8	18	7	10
Bhutan	26
Cambodia
China	37	42	25	30
Cyprus	45	55	42	45
Hong Kong	73	74	49	49
India	27	27	27	31
Indonesia	33	50	...	33
Iran, Islamic Rep. of	57	55	30	40
Iraq	48	69	40	53
Israel	77	81	53	60
Japan	57	57	26	29
Jordan	59	62	43	49
Korea, Dem. People's Rep.	...	90
Korea, Republic of	37	47	26	32
Kuwait	56	69	50	52
Lao People's Dem. Rep.	30	35	27	35
Lebanon
Malaysia	45	55	45	50
Maldives
Mongolia	82	...	52	...
Myanmar	...	64	...	68
Nepal	10	11	9	8
Oman	34	46	30	37
Pakistan	32	31	30	31
Palestine
Gaza Strip
West Bank	...	50	...	39
Philippines	80
Qatar	57	68	50	57
Saudi Arabia	39	47	33	43
Singapore	66	71	52	56
Asia (continued)				
Sri Lanka
Syrian Arab Republic	54	63	22	32
Thailand	33	...	55	...
Turkey	41	42	35	37
United Arab Emirates	54	63	46	54
Viet Nam	65	70	55	60
Yemen
Former Dem. Yemen	34	...	20	...
Former Yemen	11	2	7	9
Europe and U.S.S.R.				
Albania	50	54	35	40
Austria	75	81	52	55
Belgium	59	65	...	53
Bulgaria	72	76	53	58
Czechoslovakia	79	83	37	34
Denmark	56	57
Finland
France	71	69	82	57
Germany
Former German Dem. Rep.	86	89	46	54
Former Germany, Fed. Rep.	78	78	...	41
Greece	48	49	49	53
Hungary	82	83	47	49
Iceland
Ireland	74	76	50	...
Italy	87	90	58	61
Luxembourg	50	49
Malta	64	73	37	35
Monaco
Netherlands	46	63	24	28
Norway	63	63
Poland	83	82	52	55
Portugal	...	83	59	46
Romania	70	70	43	48
San Marino	88	85	62	60
Spain	67	70	40	7
Sweden	82	84	47	...
Switzerland
United Kingdom	77	73	44	43
Yugoslavia	70	72	49	52
U.S.S.R.	71
Oceania				
Australia	68	73	45	48
Fiji	57	58	41	42
Kiribati	48	58	33	28
New Zealand	63	73	50	49
Papua New Guinea	27	25	33	34
Samoa	71	74	55	56
Tonga	59	65	48	54

出典: UNESCO, World Education Report 1991

11. 初等学校数

国名	初等学校数		国名	初等学校数	
	旧データ(年)	新データ(年)		旧データ(年)	新データ(年)
AFRICA			MOZAMBIQUE	5,730('80)	3,384('92)
ALGERIA	9,263('80)	13,135('90)	NAMIBIA	-	1,134('89)
ANGOLA	6,090('80)	-	NIGER	1,686('80)	2,807('90)
BENIN	2,275('80)	2,952('91)	NIGERIA	36,524('80)	35,446('91)
BOTSWANA	415('80)	654('92)	REUNION	349('85)	351('86)
BURUKINA FASO	936('80)	2,590('91)	RWANDA	1,567('80)	1,671('90)
BURUNDI	792('81)	1,373('91)	ST. HELENA	8('80)	8('85)
CAMEROON	4,971('80)	6,709('90)	SAO TOME AND PRINCIPE	63('86)	64('89)
CAPE VERDE	436('85)	367('89)	SENEGAL	1,672('80)	2,640('90)
CENTRAL AFRICAN REP.	825('80)	986('89)	SEYCHELLES	27('80)	25('89)
CHAD	1,231('84)	2,554('91)	SIERRA LEONE	1,199('80)	1,795('90)
COMOROS	236('80)	257('87)	SOMALIA	1,408('80)	1,224('85)
CONGO	1,335('80)	1,655('90)	SUDAN	6,027('80)	7,939('90)
COTE D'IVOIRE	4,807('80)	6,844('91)	SWAZILAND	450('80)	514('91)
DJIBOUTI	45('80)	68('91)	TOGO	2,205('80)	2,494('90)
EGYPT	12,120('80)	15,861('91)	TUNISIA	2,661('80)	3,971('91)
EQUATORIAL GUINEA	-	-	UGANDA	4,276('80)	7,905('88)
ETHIOPIA	5,822('80)	8,434('91)	TANZANIA	9,980('81)	10,437('91)
GABON	864('80)	1,024('91)	ZAIRE	10,536('80)	10,819('87)
GAMBIA	148('80)	232('89)	ZAMBIA	2,819('80)	3,587('90)
GHANA	7,848('80)	11,165('90)	ZIMBABUWE	3,157('80)	4,567('92)
GUIANA	2,555('80)	2,476('90)	AMERICA, NORTH		
GUINEA-BISSAU	662('84)	632('87)	ANTIGUA AND BABUDA	-	-
KENYA	10,268('80)	15,196('90)	BAHAMAS	88('85)	90('86)
LETHOTHO	1,074('80)	1,198('91)	BARBADOS	134('80)	106('91)
LIBERIA	-	-	BELIZE	197('80)	236('91)
LIBYAN ARAB JAMAHIRIYA	2,604('80)	4,164('85)	BERMUDA	22('80)	22('84)
MADAGASCAR	13,594('80)	13,791('90)	BRITISH VIRGIN IS.	18('80)	19('84)
MALAWI	2,340('80)	2,906('90)	CANADA	12,195('89)	12,220('90)
MALI	1,160('80)	1,514('91)	COSTA RICA	2,936('80)	3,317('91)
MAURITANIA	599('80)	1,320('91)	CUBA	12,196('80)	9,346('91)
MAURITIUS	267('80)	290('91)	DOMINICA	66('85)	65('91)
MORROCCO	2,332('80)	3,903('89)	DOMINICAN REP.	4,606('80)	4,854('89)

国名	初等学校数		国名	初等学校数	
	旧データ(年)	新データ(年)		旧データ(年)	新データ(年)
EL SALVADOR	12,196('80)	9,346('91)	VENEZUELA	13,184('85)	15,800('91)
GRENADA	57('80)	66('89)	<u>ASIA</u>		
GUADELOUPE	230('80)	218('91)	AFGHANISTAN	3,824('80)	886('86)
GUATEMALA	6,959('80)	9,362('91)	BAHRAIN	103('87)	114('91)
HAITI	3,271('80)	7,306('90)	BANGLADESH	43,936('80)	45,917('90)
HONDURAS	5,524('80)	7,593('91)	BHUTAN	145('85)	150('88)
JAMAICA	894('80)	873('89)	BRUNEI	137('80)	149('91)
MARTINIQUE	218('86)	210('89)	CHINA	917,316('80)	729,158('91)
MEXICO	76,179('80)	84,606('91)	CYPRUS	443('80)	390('91)
MONTSERRAT	16('80)	15('81)	HONG KONG	803('80)	-
NETHERLANDS ANTILLES	122('82)	-	INDIA	485,538('80)	558,392('90)
NICARAGUA	4,421('80)	4,402('91)	INDONESIA	128,875('80)	168,625('89)
PANAMA	2,306('80)	2,659('90)	IRAN	39,213('80)	59,280('90)
SAINT KITTS AND NEVIS	32('85)	32('91)	IRAQ	11,284('80)	8,917('90)
ST. LUCIA	77('80)	88('89)	ISRAEL	1,576('80)	1,514('90)
ST. PIERRE AND THE MIQUELON	5('80)	6('89)	JAPAN	24,945('80)	24,023('91)
ST. VINCENT AND THE GRENADINES	61('85)	64('90)	JORDAN	1,115('80)	2,424('91)
TRINIDAD AND TOBAGO	464('80)	476('90)	KOREA, DEMOCRATIC PEOPLE'S REP. OF	-	4,813('87)
TURKS AND CAICOS IS.	17('80)	17('84)	KOREA, REP. OF	6,487('80)	6,122('92)
UNITED STATES	1,365,000('80)	1,398,000('86)	KUWAIT	238('80)	218('91)
U.S. VIRGIN IS.	57('85)	-	LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REP.	6,339('80)	7,140('91)
<u>AMERICA SOUTH</u>			LEBANON	2,130('84)	-
ARGENTINA	20,700('85)	21,703('91)	MALAYSIA	6,414('80)	6,922('91)
BOLIVIA	12,451('86)	12,639('87)	MALDIVES	-	134('92)
BRAZIL	201,926('80)	206,526('91)	MONGOLIA	590('85)	643('91)
CHILE	8,586('85)	8,626('91)	MYANMAR	21,999('80)	31,496('89)
COLUMBIA	33,557('80)	41,044('91)	NEPAL	10,130('80)	13,514('88)
ECUADOR	11,451('80)	-	OMAN	178('80)	436('91)
FALKLAND IS.	-	-	PAKISTAN	59,165('80)	127,575('90)
FRENCH GUIANA	51('83)	-	PHILIPPINES	31,729('81)	34,081('91)
GUYANA	425('80)	414('88)	QATAR	101('80)	157('91)
PARAGUAY	3,923('85)	4,649('91)	SAUDI ARABIA	5,719('80)	9,097('90)
PERU	20,776('80)	27,870('89)	SINGAPORE	335('80)	203('89)
SURINAME	256('86)	301('88)	SRI LANKA	8,772('80)	9,590('91)
URUGUAY	2,294('80)	2,424('92)	SYRIAN ARAB REP.	7,846('80)	9,934('91)

国名	初等学校数		国名	初等学校数	
	旧データ(年)	新データ(年)		旧データ(年)	新データ(年)
THAILAND	33,964('85)	32,858('89)	MALTA	102('80)	115('90)
TURKEY	45,549('80)	50,669('91)	MONACO	3('80)	7('91)
UNITED ARAB EMIRATES	200('80)	-	NETHERLANDS	8,727('80)	8,450('90)
VIET NAM	12,511('85)	-	NORWAY	3,518('80)	3,389('91)
YEMEN			POLAND	12,593('80)	17,892('91)
FORMER DEMOCRATIC YEMEN	897('80)	1,065('90)	PORTUGAL	12,460('80)	12,303('91)
FORMER YEMEN ARAB REP	3,094('80)	7,313('88)	ROMANIA	14,381('80)	13,730('91)
(PALESTINE GAZA STRIP)	155('86)	170('91)	SAN MARINO	14('80)	14('91)
(WEST BANK)	445('87)	410('90)	SPAIN	18,851('85)	19,331('89)
<u>EUROPE</u>			SWEDEN	4,928('80)	4,640('89)
ALBANIA	1,559('80)	1,726('90)	SWITZERLAND	-	-
AUSTRIA	3,450('80)	3,716('91)	UKRAINE	21,000('80)	21,000('91)
BELARUS	6,600('80)	5,100('91)	UNITED KINGDOM	26,504('80)	24,135('90)
BELGIUM	4,968('80)	4,158('91)	FORMER YUGOSLAVIA	12,671('80)	11,753('90)
BULGARIA	3,247('80)	2,827('91)	FEDERAL REP. OF YUGOSLAVIA	-	4,424('91)
FORMER CZECHOSLOVAKIA	6,753('80)	6,480('91)	<u>OCEANIA</u>		
DENMARK	2,346('80)	2,515('88)	AMERICAN SAMOA	27('81)	30('91)
FINLAND	4,245('80)	-	AUSTRALIA	7,937('88)	7,916('91)
FRANCE	51,448('80)	42,235('92)	COOK IS.	28('85)	28('88)
GERMANY			FIJI	652('80)	681('90)
FORMER GERMAN DEMOCRATIC REP.	5,624('80)	5,724('89)	FRENCH POLYNESIA	198('84)	179('92)
FEDERAL REP. OF GERMANY	18,411('80)	14,107('90)	GUAM	-	-
GIBRALTAR	13('80)	13('84)	KIRIBATI	100('80)	95('92)
GREECE	9,461('80)	7,755('89)	NAURU	7('85)	-
HUNGARY	3,633('80)	3,641('91)	NEW CALEDONIA	211('85)	200('91)
ICELAND	-	-	NEW ZEALAND	2,345('80)	2,310('89)
IRELAND	3,385('80)	3,320('90)	NIUE	7('84)	8('88)
ITALY	30,305('80)	22,911('91)	PACIFIC IS.	249('80)	245('81)
LUXEMBOURG	-	326('90)	PAPUA NEW GUINEA	2,130('80)	2,606('90)

国名	初等学校数		国名	初等学校数	
	旧データ(年)	新データ(年)		旧データ(年)	新データ(年)
SAMOA	152('80)	-			
SOLOMON IS.	370('80)	520('91)			
TOKELAU	-	-			
TONGA	110('80)	115('90)			
TUVALU	11('84)	11('87)			
VANUATU	278('80)	272('92)			
FORMER U.S.S.R.	130,000('80)	129,000('90)			

出典：UNESCO, Statistical Yearbook 1993

JICA